

第九十六回国 参議院外務委員会會議録第七号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

宮澤 弘君

補欠選任 成相 善十君

四月十七日

成相 善十君

補欠選任 宮澤 弘君

出席者は左のとおり。

委員長

稲嶺 一郎君

理事

大石 武一君

鳩山威一郎君

松前 達郎君

渋谷 邦彦君

安孫子藤吉君

大鷹 淑子君

中山 太郎君

夏目 忠雄君

秦野 章君

細川 護昭君

田中寿美子君

戸叶 武君

宮崎 正義君

立木 洋君

木島 則夫君

國務大臣

外務大臣 櫻内 義雄君

政府委員

内閣法制局長官 角田禮次郎君

内閣法制局第一部長 味村 治君

外務大臣官房審議官 田中 義貞君

外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君

外務省北米局長 淺尾新一郎君

外務省欧亜局長 加藤 吉弥君

外務省経済局次長 妹尾 正毅君

外務省条約局長 栗山 尚一君

外務省国際連合局長 門田 省三君

常任委員会専門員 山本 義彰君

警察庁交通局長 福島 静雄君

通企画課長 平野 拓也君

科学技術庁計画局国際科学技術博覧会企画管理官 遠藤 実君

外務省経済局外務参事官 佐藤 嘉恭君

外務省経済協力局参事官 藤田 公郎君

運輸省鉄道監督局国有鉄道部業務課長 素野 裕君

建設省道路局企画課長 萩原 浩君

日本国有鉄道旅客局営業課長 有馬 訓祥君

財団法人国際科学技術博覧会協会の事務総長 伊原 義徳君

説明員

事務局側

参考人

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

海に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲嶺一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案の審査のため、本日、財団法人国際科学技術博覧会協会の事務総長伊原義徳君を参考人としして出席を求めらるることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(稲嶺一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(稲嶺一郎君) 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、以上三案件を便宜一括して議題といたします。

三案件についてすでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○素野章君 この前質問したことの継続というか補充的なことでちょっと質問したいのですけれども、海洋法会議の見通しはまず妥結という方向にいきそうですね。それを先に。

○政府委員(栗山尚一君) 現在、御承知のように海洋法会議最終段階を迎えておりまして、鋭意先進国側と発展途上国側との間で最終的な交渉が行われておりまして、アメリカも交渉に対してかなり柔軟な態度を示すに至っておりますので、まだ最終的な結果につきまして必ずまとまるといふふうに楽観的なことを申し上げる状況ではございませんが、鋭意わが方も含めまして最終的な交渉妥結のために努力を傾注しておる、こういう状況でございます。

○素野章君 この海洋法関係の条約締結に至る経過の中で、国内法整備の問題があるわけですね。国内法整備をしておかないと海洋開発の成果についての問題に関係してくるということとをわれわれも承知しているわけだけれども、開発途上国と先進国の話し合いというものがうまくいきそうかどうかということなので、まずできるであろうということなんだが、この間私は、海洋法会議ができるというところからこれに関連して国際機関が必ずでき

る。国際機関が新しくできる場合にはなるべく日本に持つてくるように努力すべきだということを言つたわけだ。

〔委員長退席、理事鳩山威一郎君着席〕

その後のいろいろ聞いてみたら、その国際機関は大方向も先が先に立候補して日本に来る余地はないらしいですね。この前の私の質問に対しては全くそういうような対応の答弁はなかった。そういう努力をすれば来るかもしれない感じがしないではないか。私も不勉強だったのだけれども、海洋法会議ができてどう国際機関ができますか、見通しとして。

○政府委員 栗山尚一君 現在、新しい海洋法条約のもとで設立が予定されております主たる国際機関といたしましては、オーソリテイと呼んでおりますが、深海底開発のための国際機関。それから、いわゆる海洋裁判所と申しまして海洋法条約の実施解釈に關します法的な国際紛争を解決するための裁判所、この二つが予定されております。

○桑野重君 予定されて、それはどこか立候補しているのでしょうか。

○政府委員 栗山尚一君 先般桑野先生から御質問がありましたときに御説明する機会がございましたので大変申し上げました二つの機関につきまして、いま私が申し上げました二つの機関につきましては、昨年海洋法会議におきまして、設置場所につきまして選挙が行われた経緯がございまして、この選挙の結果海洋裁判所につきましては西ドイツのハンブルク、それから深海底開発の国際機関につきましては発展途上国のジャマイカ、これがそれぞれ設置場所として決定した、こういう経緯がございまして。

○桑野重君 そこで、ハンブルクとジャマイカに二つの国際機関が分かれて置かれることになったという事については、その国々が、努力をして立候補したから投票した、日本は立候補していない、そうでしょう。私はそこをどうするつもりなわけですよ。そういう機関ができることになぜ日本

は立候補しないのか、それで、特に仲裁機関のような裁判所的な機関なんかは、日本の国にどんな引張つてくるという努力が長い目で見て長期戦略として非常にいいことなんです。国際会議も大いに開かれるようになるんだから、そういうときに立候補をなせしなかつたのか、その理由を教えてくださいませんか。

○政府委員 栗山尚一君 先生御指摘のように西独、ジャマイカの両国がそれぞれ立候補をいたしました。熱心に誘致運動をやつた結果、先ほど申し上げた結果になった次第でございますが、特に海洋裁判所につきましては西独が立候補いたしました。過程におきまして、わが国として当時どのような考えのもとに選挙に臨んだかということにつきましては、いま桑野先生の御質問に對しまして大変申しわけございませぬが、ただいま私、手元に当時の経緯等の資料を持ち合せておりませんのでお答えいたしかねる次第でございます。

○桑野重君 多分そういう資料はないだろうと思ふんです。要するに気がつかないで立候補してないんだから、どうして日本が立候補していけないという根拠があるか、私はないだろうと思ふ。

職員は次々転任してかわつていってしまうけれども、外交の一貫性というものは、国益に關して長期の問題として考える場合には、外務省のセクションどこでやるのか、条約局でやるのか国連局でやるのか官房でやるのかよくわからない、外から見ると、そういう外交機能の問題でも、今後やっぱり再編成というか、考えていく一環にしてほしいと思ふ。海洋法を経済局でやっているとすよね。国連局でやつたていいかもわからぬが、いずれにしてもセクションナリズムで全然横の連絡がなく、しかも海洋法会議に参加して経済的主張だけしていればいいというのが多分海洋課の考えですよ。そんなあほな考えで国際政治とは言えないわけですよ。経済、経済、経済だ、それは単なる国際経済にすぎない。国際外交なんだから、安全保障という角度もあるし常に何かがあるんだから、そういう意味においてはこれは一つの

例なんですすよね。これからエネルギー機関があるのだけれども、担当者もないからばくばくは聞かないけれども、これは将来新エネルギー機関の国際機関というものが必要だという場合に、これはどこがやるのか、通産省がやるのですか。通産省がやるのなら外交を二分化した方がいい。外交を一元化でやるのならあくまでも外務省が、そういうものはどこがやるということをしつかりやっぱり決めてからなさいといかない。外交機能のそういう意味における強化ですね。

そのことを私は非常に重大な課題だと思つて、これから臨調にも臨んで一つの課題として研究しなさいかぬと思つております。まあこれは答弁は要りませぬけれども、この間質問したときに全然もうそういう答弁はない、知らぬぶりだ。まあ知らなかつたかもしらぬけれども、それは大事な問題ですよ。

私の質問終わります。

○戸叶武君 いま桑野さんが言われた今後における海洋法の問題に關しては、日本がもつとやはり積極的に意欲を見せないと、太平洋時代が到来したのにもかかわらず、この太平洋を名実ともにパシフィックオーシャンとしての平和な海にするのには、アメリカからもソ連からもいろいろなところからとげとげしい一つの要請も起きているので無理からぬ面もありますけれども、公海の問題、海底資源の問題、いままであつた海洋法の新しい方向づけの問題、この問題はこの模索時代に方向づけだけはやはり行わなければならないと思つております。

私は青島の大学教授から頼まれて、香港の大学から国際法の勉強に来た蕭慶成博士を学生時代からめんどろを見ましたが、最初東大の横田博士につき勉強し、そして東大で法学博士を取つてから国際基督教大学の助教授に招かれ、さらにシンガポールの南洋大学の文学部長に招かれ、そして今回香港並にこの南洋大学の合併に際しまして、彼自身は早く福建のアモイの大学の教授に招かれたのですが、そのときにも、日本それから東

南アジア諸国をめぐつて生きてきた実証主義的な学問をやつてきた一人でありますが、彼自身が海洋法に關して古い一つの学問的な集積のあるスペインに呼ばれたときから考えたのですが、海洋法というものが次の国際的なルールを確立する場合には、一定の国だけに固定してこの世界の中間に合わないんじゃないか。そういう点において各国に所屬を置かなければならないにしても、やはりグローバルな時代には国際法の新しい一つのルールを守り得るような機関が国連の中にでも何にでも発展しないというは、自分の国の利益だけを擁護すればよいというような国際法の観念はこれから崩れるのじゃないかという点を心配しておりました。

福建のアモイ大学の教授に招かれ、学識があるのでも直ちに副学長に要請を受けたときにも相談に來て、非常に苦んで、次の時代に発展すべき学問というものを對して中国自身が全面的に理解し得るかどうか、私は近代化路線の中において一番振り向けなければならぬのはその問題で、中国でもやはり私は今度は大丈夫だと思つた。しかし動きがとれないようになっては、副学長として縛られたのでは困るからというふうにならぬ改めて来て相談をしましたが、私は、率直に意見はしない、国際法の来るべき一つの方向づけというものはこうこういう方向づけでなければならぬんで、学問的に生きるのにはもつと自由に到達に各国に往來し、そして一流の国際法学者、国際関係学者と意見も交換し、国際的な機関において自由闊達な意見の交換がなされなければ学者としても育たないし、今後育てていくべき海洋法にしてもそれは期待に外れることになるから、これこれの条件が入れられるならば副学長は受けるが、そうでない場合には御遠慮したいということをお知らせして出して、それが受け入れられない場合はその程度にしておいて、徐々に中国における新しい一つの近代化の歩み方を見つめなが

ら次に対処したらいいんじゃないか、まずそれだけの意見を堂々とやっばり出すことだよと言つたら、それを出して、全面的に受け入れたので副学長になりました。こういうふうには新しい国際人がいろんな特定の民族という形に固定するのではなく、やはりグローバルな時代に必要なのは一つの人として新しいタイプの学者というものが生まれる、私はそれを育てるようになると思うんです。

そういう意味において、海洋法の問題で一番新しいルールが当面必要なのは、たとえミクロネシアにもあるいはその他の太平洋諸国のインドネシアやフィリピンにも彼は呼ばれておりましたが、やはりこれらの太平洋に位置する国々として、一番太平洋の中における島国として自分たちの生きる道、方向づけは何かということに対しては必ずいろいろの点において、いま核の実験や何かに対する抗議を見てもわかりますように、私は新しい国づくりと新しいタイプの国際法学というものが生まれると思うのでありまして、日本自身も特に国際関係、外交関係の外務省といろいろないままて結びついている学者を見ると、憲法学者より非常に優秀な人もいますけれども、陳腐で在来の条約を解説するというだけであつて、新しい条約をクリエートするという能力において欠けている点においては、日本の憲法学者と称する御用学者と同様に、未来に対して新しい意欲を学問的に貢献すべき要素がない向きが多いと思うのであります。

そういう意味においてむしろ今日は国際関係で各地の具体的な事例におつかつて困難しながら外務官僚なり通産官僚の優能な方が新しい一つの世界の中における日本の国づくりなり何なりというものを私は正確に把握しつつある人が多いと思ひますが、やはり人によっては実際家といつても学問的な理論的な武装なしにはいまままでのような国際関係において、ただ単にパーティ、ダンスなどという古い鹿鳴館時代のそれから抜け切れないような関係では情報化時代の外交はできないと思

いますが、そういう点において万端おくれをとならないような対策がなされているかどうか、どういふ試みがなされているかを外務大臣からお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 海洋法の問題に関連しまして国際法の新しい方向づけを考えたらどうか、またそれには陳腐な学者でなくクリエーターの意欲のある学者が必要である、まあいわば新時代にふさわしい外交をどうするかという御提議であるところの思ひであります。大変貴重な御意見を御承知のような主要国との間には賢人グループをつくつて、そしてそれらの人たちからいまおつしやるような新時代にふさわしい意見を出してもらおう、こういうことでアメリカとの間、フランスとの間というふうな賢人グループがございしますが、そういうふうなこともただいまお話しになられました今後の新時代にふさわしい外交への肉づけのためにそういうものも活用しながら、同時におつしやつた御意見に伴う外務省内の体制を考えていく、外交演説でも申し上げたように、外交体制の強化という中にはただいまの御高見のようなものも踏まえながら考えていくべきである、このように思ひます。

○戸叶武君 私はこの前、ミッテランさんが来る前に少なくともベルサイユ・サミットの前にして彼が何を考え、またベルサイユ・サミットの議長として何をあそこで行わんとするかということをお聞き取りながら、本番のとき以外には最終的な腹は割らないであろうが、やはり一流の政治家として具体的な方向づけだけは示していくのに相違ないと思ひまして、われわれは衆議院においてこの間その話を聞きました、さすがに私が点をつけても百二十点ぐらいの点数であつて、いまままでのやはり日本その他における外交演説といふのは、あのミッテランの持つていくところの一つのハイレベルのモラルと、理想と現実との調整の問題、それからフランスの利益といふものも要求といふものは軽率に捨てることなく、それを踏まえて前

に向かつて前進していくと。これこれのことはできるが、これこれのことはできないんじゃないかというぎりぎりのところまで言つていく点において公明正大、明るく、そしてビジョンを持つた一つの予測が示されておるので、近代的な政治家として申し分のない一つのタイプの発言だと思ひのであります。

やはり日本の今後における外交演説というものももう少しと野党ともに考えなければならぬ。外交、財政の演説、特に外交の問題が帝国主義時代におけるイギリスの与野党一致しての帝国主義的な要求の上に立つた外交論においては、華国一致の原則がほとんど確立しておりましたが、今日においては声なき声を野党がやはり伝え、与党もそれに耳を傾け、世界に向かつて物を言うだけの見識と意欲というものが示されなければ、「またも出ました三角野郎」で、とにかくつまらない外交演説ほど聞けないものはないと思ひます。この間私はミッテランの演説を聞いて、やはりギリシャ、ローマ、フランスにまで流れているあの伝統的な、民主主義的であつても賢人政治的な哲人政治的な要素、古い伝統と新しい意欲が示され、そこにはつらつとした態度というものが出てきていふと思ひますが、これは聡明な外務大臣もあるいは総理大臣も余りあつちこつちのぞき込むような不見識な形で、相手にされないような主体性のない訪問やあるいは演説だけはやらないようにしてもらひたい。

これは社会党にも注意を促さなければならぬ点があると思ひますが、みずからの主体性を確立して、その上に他に向かつて物を言うならば別であるけれども、三文記者のように相手の顔色をうかがつて様子を見るというふうな何か御用聞きみたいな態度というものは、今後における一國のリーダーとしてリーダーシップを失う点において非常に軽視されることになりまから、いまままでのところは苦勞人ながら一つの危ねえなあと思ひながらも、とにかく鈴木さんなり櫻内さんにはじみだが一貫性を通してきたと思ひます。どうも今日

の新聞だけを見ていたのではわからないけれども、それをいまままでやつてきたが、しかしながら次期政権を目指しての安定ということになるならば、ちよつとこころから考えにやならぬというふうな、骨休めでもしたいような様子が見受けられないとも限りませんが、これは余計な危惧かもしれないが、国際的な信用というものは一貫性がなければ信用は生まれないのであります。そういう点においては与野党とも、どうも事外交に關して非常に私はお粗末な態度が多いので、余りお粗末な態度だと相手から冷笑をもつて迎えられる場合もあり得る。ときには黙殺される場合もある。少なくとも傾聴に値するものだと思ひとめられない場合が多いと思ひますが、その点は万遺憾ないと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ミッテラン大統領がフランスの元首として初の日本訪問をいたされたわけでございまして、国会における演説あるいは閣僚の協議会、首脳会談、それらを通じて感じられますことは、ただいま戸叶委員がいろいろの角度から申されましたが、私も同感するところが多うございまして。

大統領が世界の将来を洞察しながら、日本と相連携していこうと、そういう手を差し延べておる姿がありありと見えておつたわけでございまして、戸叶委員のおつしやるとおりに、ミッテラン大統領がフランスの長い伝統の上に生きながらも新しい意欲を示して、そして国際政治家としてまたヨーロッパにおける、現在サミットを前にして非常に重要な立場にあられる大統領としての所見というものについてはその内容は多岐にわたつておりましたが、興味いたしました、私どもの今後の政治、外交の上に役立ててまいりたいと、このように感ずる次第でございまして。

○戸叶武君 日本とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の質問に入る前に、とにかくいまままでソ連圏に属する国として東ドイツには警戒の目をもつて日本政府は見たいようですが、西ドイツと同様きわめて東ドイツの行動とい

うものは通商その他に關しても全体的においても、ただ単に共産圏の国であるからという事で特別扱いをすべき性質のものでないということを見定めて今回の通商及び航海に關する条約に入つたと思ひます。日本の外交というものも觀念的なイデオロギーで識別しないで、世界にいろんな形の国家性格を持つてゐる国々があるが、具体的な、現実的な日本の求めている要請に合致するよ

うな国際社会においてもこれを除外するようなことのないようにという配慮から、今回のドイツ民主共和国との通商及び航海に關する条約に踏み切つたと思ひますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(加藤吉弥君) 先生御指摘のとおり、一言で東ヨーロッパと申しましてもいろいろの国力、国情が異なつた国々でございます。またソ連との關係もいろいろの国によつて濃淡、ニュアンスを異にしている次第でございます。總理大臣の施政方針演説にもございましたとおり、わが国とい

ましたし、この東ヨーロッパの諸国の国情によく配慮を加えながらきめ細かい対応をしていきたい、こういう観点で対東欧外交を進めておる次第でございます。今般調印されました東ドイツとの通商航海条約も、このような現実的なかつきめ細かい検討の結果作成したものと考へております。

縮の問題でもなんでも話し合おうというように暗黙の密約が成立しておつたがゆゑに、私はいままでこの国際的な社会におけるルールというものが權威のない問題になり、バランスのとれたという名のもとにおいてアンバランスを生じ、競争の結果相互不信を増大して動きのとれないところへ来たことが今日の国際的なルール、新しい一つの秩序、ヤルタ体制の解消によつて打開しなげやらないところまで追ひ込められたという認識の上に立つておるものであります。これはなかなかデリケートな問題で、政府が一気にいま私の質問に對する答えはないと思ひますが、いまの病めるブレジネフがアメリカとお話ししたいというのを打ち出したのは、ブレジネフの病氣いかに問わ

ず、やつぱりソ連はこの機会に外交転換をやらなければ世界じゅうにも迷惑をかけるし、ソ連もこれがために非常に孤立化していく危険性がある。アメリカだつて変わらざるを得なくなるだろう。それならば先に自分の方が、ポーランド問題のごとき難問題に對していつまでも解決のつかないというやうな形で続けるより、ここでアメリカの出方いかんによつて問題を急激に打開しないと、打開するチャンスが失つてしまふんじゃないかというところまで来ておると思ふんです。

このときに、フランスなり日本なりの決意というものが非常に重大だと思ひまして、この間から二回にわたつて私は答弁は要らぬと言ひながら、政府自身がこの動いてゐる世界の潮の流れ、地下三千尺の水の心をくみ取るだけの配慮がないと、本當のおさなりの形でマンネリでいくと、日本自身は何を考へ何をやるかとしてゐるのかという私は各々から非常にばかにされるんじゃないかといふことを心配して、とにかくできることとでき得ないことがあれば、やつぱりその問題に對して正確な実証的な認識の上に立つて見直し等をやり、決断できないやうな政治はいまの時代に必要がないんですから、そういう形においてダイナミックな一つの転換の機会を見失つてはいけな

さんには、もしいまのやうな彼らと同じやうな地位を授けられて重大な責任を負わされたとき、自分たちならどうしようかということを考へるときに、だれがやつても大変なことだと同情に値するのですが、同情じゃなく、このときにこそステーツマンシップというものが発揮されなければならぬと思ひます。

このときに、いま日本の国家基本法としての憲法は、マッカーサー憲法などというのとは大きな間違いで、少なくとも第二次世界戦争の後の惨たる状態を見て全世界の人たちが、国連憲章の中の宣言にも見られるやうに、再び広島や長崎のやうなあんな悲惨な原爆戦争あるいはパールハーバーのやうなことがないように悲願を込めて、私は戦争を食いとめる機関としての国際連合がなされ、その憲章にのつとつてその国連のモデルとして私は日本国憲法は定められたものだと思います。したがつて、日本国憲法の九条というものは国連憲章の精神を具體的に継承したものであつて、私はあれだけの一つの宣言がなし得る字者

は、日本においても私はいままでの憲法学者に對しては不可能なことだと思ひます。天皇の問題に對しても、象徴という表現は、聖徳太子の憲法七条の研究を十分した上で、古い聖徳太子の時代とは次元が異なりますけれども、元を攻められたときの危機の場合において、やはり日本の素朴な武士と、日本に渡海してきた感うななれという精神をもつて難局に對処しようとした、中国の老莊の学の流れをも入れた、庶民の中に氣力を蓄えてきたところの禪の無字祖元のような人たちが、こういう人たちが一体となつて聖徳太子以後における和のなき世界に和を求めた時代よりもさらに厳しく、「珍重す大元三尺の劍 電光影裡に春風を斬る」、首を切るなら切つてごらん、青電刀で討たれてもそれで切つたと思ふのは間違ひで、春風を切るぐらいで、私の心を切ることはできないと、福州でうそぶいた祖元のような精神というものが、日本の素朴な武士道の中にも入つたので、後

年における官僚軍閥のサラリーマン的な物の考へ

方と違つて、烈々たる私はそこには伝統が流れておつたと思ふのです。

いまも日本が国連憲章を無視して、国連の外堀を埋めるやうな憲法改正をやるならばやつてごらん下さい。たちどころにその政權は大眾の怒りの中に埋没して死にます。滅びます。日本人の根性を甘くなめていちゃいけない。金もろいの右翼振装と違つて右も左もなく、自分たちの祖國を守り、世界の人々を守つていこうというだけの悲願を込めた日本憲法の精神というものは、国連憲章がいま無視されかけていても絶対に国連は消すことはできません。ヤルタ体制は解消しても、国連はやはり全世界の國民の防波堤です。そういう意味において、いまこの機会に日本の憲法改正論というの、迎合するところの安直な法理論の中に立つて、明治憲法的な無条件降伏の原典をつ

つたやうな憲法を再びつくるならば、日本の國は永久に滅びます。こんなばかなことがやつた政府はやがて全世界の人たちから笑ひ物になります。笑ひ物の見本になります。

いま慎重に考へていくならば、自民党の中においてもいろいろの形の人があると思ふけれども、われわれの祖國だけを守る、祖國をまもり責任を持たなければならぬけれども、全世界の迷惑を考へないで、他の國の傭兵になるやうな一つのしぐさにおいて、外庄に従つてよろめいていくやうな、酒酔つぱらばらばら酒酔つぱらばらで済むが、魂がとにかくよるけていくのは、これは一つのノイローゼです。そういう形の不健全な民族によつてはその國は保てないと思ふのであります。最近の新聞を見ると、いろいろどうも總理大臣や外務大臣のところを抜きにして、あるいは新聞記者だつて命令によつて書くんじゃないけれど、このころは空氣が濁つてきてゐるものだから、濁つた空氣に妙な巻き込まれる危険性がありますが、新聞の毎日毎日を見てゐると、本當に足で、魂で木鐸さんとして物を書いてゐるのかどうか、何番さん何番さんとしてどこかお通夜の女じゃあるまいし、そういう形ではばりついでにポスドムの御機嫌伺

必ずしも賢人的なフライドで行動したのでなく、武人としても文人としても最高の見識を持つているが、時世が悪くてゴキブリ政治家ばかりが横行しておつてとても實際政治の表に出るわけにもいかないから、人言つて竹林の七賢人、竹の林の中にも入つて仲間同士で時事を語り酒を食らいそうして世をしのぐと、こういう謙虚な形の賢人でありまして、おれが賢人だなんというのはおおむねはつたりが多くて売込みが多くて、いまのレーガンさんの周囲を固めているようなハーバードグループの賢人が多くを語つて、三年、五年後における一つのアメリカの外交政策をも不安定にならしめてゐる。

これではどうしようもないし、いろんな機関をつくるせが、いまの政府にもありますけれども、賢人必ずしも賢にあらず、愚人必ずしも愚にあらず、大衆の生活と心で受けとめてゐる。そこへ私は惻隱の情を持つてそれを酌み取ることでできないような政治は一種の官僚政治の新しいタイプにおけるところの技術であつて、そういう哲学を持たないマキャベリーはキッシンジャー程度のメツテルニツヒのような三流の政治家においては本當にわかつていないんです。そういう意味において、いまの政治はなかなか現実政治家はおくれておつても、官僚がしつかりしておつてなかなかかりつばなことをやっているとありますが、やはり政治家が責任を持つてやる、政權を驕断しない、議會政治というものは長期的政權を許さず、そうして交代がスムーズにいけるようなものでないと民主政治とは言えないのです。いまの選挙制度なりべらほうな金がかつたり、いまの自民党の中におけるからくりにおいて、いろんな陳情において、自民党でなければ政治ができないような仕組みの中に野党まで組み入れられてしまつては、外交防衛の問題はきわめて重要であるし、憲法の問題も重要であります、自分たちが政權だけ壟断していれば何でもできるというふうな考え方はおおよそ議會政治に背くものであります。これは尾崎行雄さんじゃなくても必ずどこからか暴発が起きます。

そんなことを反省なしによくおつかなくなくてやつていけるものだ。本当に多数黨を占めたときに原敬が殺され、犬養毅が話せばわかると言つても話すゆとりがなくピストル一発で撃たれてそのまゝ息を引き取つてしまつた。こういう現実を私たちは一新聞記者としても見てきたのです。それら起る前まではわかりませんでした。底辺に流れる空気の中心には、私がむちやくちやを言うようだけれども、恐ろしいほど政治に対する不信の流が流れておりまして、いつどこから何が起きて一向に差し支えないような条件は私は具備してゐると思つてあります。やはりわれわれが平和的な議會政治を守ろうとするならば、もつとしっかり世界の中における日本、日本を守るだけでなく他の国々の人々がだれだけ苦勞し、惨めな戦争に脅かされてゐるかをわかつて、それにこたえるべきところの政治をやらなければならぬと、私はそういうふうな考へておられます。

そういうわけで、ドイツの一例をいろいろお聞きしましたが、よくここまで粘り強く、しかも冷静に問題を処理してきたと思つて、これは東ドイツのがまん強さと文化の高さをも物語ります。けれども、日本自身が観念的なただ単にその国のイデオロギーなり国家性格の違いによつて差別をしようとするというやうなやり方でなく、私は一つ何でもないやうなだけども大きなモデルをつくり上げたと思つて、こういうことは官僚の人たちだけじゃなく、政治家が少なくとも最終判断において自分から、いいこと、悪いことにしても全責任を負うという決断をもつて対処してもらいたい。ミツテランさんなんか日本の状態を見ちやいやられないと思つて来たなら、なかなか日本も大したもんだわいという好意ある感想で、やはり日本とフランスとが結んでいかなければならぬという考へを持つて帰つたやうであります。どうぞそういうふうな胸襟を開いて、お互いに偏見を持たないで、淡々たる心境でこの難局を打開するだけの決意を持つべきであつて、あつちこつち余りよろけると船酔いでへどを吐きますから、みつももないからそういうことのないやうに、一つの政治の姿勢をもつとしっかり、櫻内さんと鈴木さんは船の船頭さんですから、困つたときには船頭の歌でも歌いながら、右に寄り左に若干揺れても仕方ありませんが、中心を見失ふことなく、一つの平常心を持つて難局に対処してもらいたい。一つ一つの積み重ね以外に、今日における冒險的な暴力革命や戦争、あるいは恐慌などというものに過大な期待を持つて、それを革命のきつかけなんかにするというのはよほどこれは頭がどうかしちやうた方が多いのであつて、そういう事例は十年前の赤軍の中にも見本がおります。そういうデータを基礎として、政治の世界だけでもしつかりと、総理大臣と外務大臣だけでもやつぱり優秀な官僚にも謙虚な態度でやつてもらいたい。

時間が来ましたので御返事は要りません。○田中壽美子君 私小委協定の問題に入りたいと思つておられます、その前に、いま大外務課題が山積みしてゐるわけですが、最初に外務大臣に二点お尋ねしたいことがございます。それは、この連休中に外務大臣は訪韓されて、全斗煥政權から要求されてゐる六十億ドルに関して、あるいは決着をつけようとしていらつしやるのかどうかと思つて、最近報道されておられますところでは、外務省案は四十億ドルである、大蔵省案は三十五億ドルであるというやうなことが言われております。ともに私は相当の巨額だと思つておられますけれども、外務省はその四十億ドル案で押していかうかと思つておられますか、伺いたいと思つておられます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 田中委員経過を御承知であると思つておられますが、実務者レベルの會議を二回やりまして、そしてその間、韓国側は日本に對する要望の内容として十一のプロジェクトを示された、その提示されたものを、日本の經濟協力の方の行き方からいたしますと、あるものは基金で

お世話できる、収益性があるものについてはこれは輪銀でどうかと、そういうやうなことを中間回答をしたわけでございます。一度も外務省が何十億ドルというやうなことは言つておられないのであります。こういうやうな仕分けでどうかと、これを報道関係の方が見ると、大体そういう仕分けならどうかという推測になるんでね。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま経過を申し上げたやうなことで、たとえ日本としてはこの考へ以上にはもうできないやうなやうなことで、基金と輪銀の仕分けなんかも、向こうは希望しているけれども日本としてはこうだということ、そのやうなものを、それを政治決断と申すならば、それはそのやうに受けとめていただいてもいいと思つておられます。何かある形がある

が、それを政治的に考えて他の形にするとかいうことではない。この韓国側の要望について、これ以上は聞けませんとか、その決断というものが必要で、それを政治決断と言うなら、それはそのとおりであります。

○田中寿美子君　そうしますと、要するにその総額に關して、あるいは援助の形態に關して最高レベルで決める段階までもう来ていると、こういうふうな考へてよろしいですか。

○國務大臣(櫻内義雄君)　これは韓国側の要望があつて、その要望に対して日本側として回答しなければ前へ進みません。だからその回答するにつれて、いま申し上げたような日本としての最終結論を出すという場合のことがお尋ねのような政治決断かと、こういうのならそれはそう言えると思ひます。

○田中寿美子君　この問題をきょうそんなにやるつもりではなかつたわけですので、また別の機会にもうちょっとお尋ねしたいと思います。

それからもう一点は、いま大變軍縮問題で反核運動が全世界的に起つていて、そしてニューヨークでは第二回目の軍縮特別総会が開かれるわけなんですけれども、ジュネーブの軍縮委員会の議長を務められました日本大使大川さんの意見として、朝日新聞のインタビューの中で、二回目の軍縮特別総会を開くのは余り意味がない、軍縮というものはこの四年間ちつとも進んでいない、一つも進んでいない、それは事実だろうと思ひます。だからああいうものを持つても意味がないのではなからあかというやうな意味の意見を述べていらつしやるわけなんです。外務大臣はどうお思ひになりますか。

つまりそれは、米ソの二つの国が核の凍結をしないといふ要求がアメリカの市民運動の中でもずいぶん強く起きているわけですね。それから米ソの両方が核実験を停止しなかつたら一歩も核軍縮は進まないと思ひます。ですから、そういうことからはじめなければいけないと思ひますけれども、SALT IIすらストップしたままである。

そういうときに全世界から普通の市民たちの声かほうはいとして起つてくるこの世論というものの力、これがあつたということ、やつぱり二つの国がこれ以上核競争してはいけないというふうな考えざるを得ない背景になると私は思ふんですけれども、そういう意味で、国連軍縮特別総会を開くのをきつかけにして、世界じゅうの軍縮を望む市民たちの声があそこに集まつていくということと、それから国連の中で各国政府の議論といふのは大して効力を発しないような議論であるかもしれない。特に日本の鈴木さんともどういふことをおつしやるのか、多少私も疑問視しているわけなんです。ですからあそこその演説そのものでどうなるということではなくても、あれを見詰めている全世界の人たちの強い願ひ、これを代表する世論があそこを取り巻く、こういう意味で私は非常に意義があると思つておられるので、大川さんが意義は余り認めないと言われていることについて、外務大臣はどうお思ひになりますか。

○政府委員(田中三三君)　ただいまお尋ねのございました新聞紙上に報ぜられておりますジュネーブ代表部大川大使の発言の点でございますが、私このやうな意見につきましてはかつて耳にしたことがございまして、その観点からお答えさせていただきます。

大川大使は、軍縮委員会におきまして非常に熱意を持って、この第一回特総で採択されました最終文書のラインで、軍縮なななく核をめぐる軍縮に前進をさしたいといふことで大変な努力をされている立場にございまして、そのやうな立場から見ますと、第二回の軍縮特総の際にはしかじかのりつぱな成果があつたといふものをひつ提げていきたいと、こういう希望が非常に強かつたわけでございます。

第一回の後、御承知いたしておりますやうに国際情勢の推移が必ずしも軍縮にとつて適していなかつたといふこともございまして、御指摘がございましたやうに見るべき成果があつたとは言えない状況にございまして。しかしこのことは、同じ

く委員が御指摘になられましたやうに、全世界の人々の軍縮を望む願ひ、心、そういったものを国際場裏、つまり国連の場に反映させるといふこと、そして軍縮にはずみをつけていくということ、これを否定しているものではないわけでございます。大川大使個人は、特にこの四月におきましては軍縮委員会の議長といたしまして日夜献身的な努力をいたしておりまして、最後のまともな努力をいたしてございまして、最後のまともな努力をいたしてございまして、このやうに御理解いただかしまして、私も決してこの軍縮特総といふものを十分評価していかないといふことではない、むしろこういった機会を最大限に活用していきたいという気持ちでございまして、御理解賜りたいと思ひます。

○田中寿美子君　外務大臣も、

○國務大臣(櫻内義雄君)　大川大使の所見については、ただいまの御説明で御理解をいたしたいと思つておられますが、鈴木総理も国会の予算委員会その他を通じて、第一回軍縮の最終文書による広範囲な各国の軍縮に対する強い要望、あるいは日本国内で言いますならば各政党の皆さんの御意見、そういうものも踏まえながら、そして鈴木総理としては率先この第二回軍縮特別総会へ臨むと、こういう姿勢を示しておるわけでございます。私も今度の軍縮特総でぜひとも実効のある措置が一つでも二歩でも前進することを期待しておるわけでありまして、田中委員も御指摘のやうに、核軍縮の上で何が必要であるか、日本としてはまず第一にその実験をやめてもらいたい、また核不拡散条約、これを徹底をしないと、このやうなことを申し上げておるわけでございます。今度の軍縮特別総会も恐らく最終的には世界の各国の相当の元首クラスの人、また有力な方が寄られてそして腹藏のない意見交換ができるものという期待をしておるわけでございます。

○田中寿美子君　この問題はさきよはこれだけに国際小麦協定の問題に入りますけれども、今度の議定書は、七一年の小麦貿易規約と八〇年の食糧援助規約、この二つのものについて二年間延長を求めているものだというふうに理解いたしますが、七一年の小麦貿易規約、その規約は本来国際的に小麦、穀類の価格安定のために価格の上限と下限を決め、そして安定的に小麦の取引ができるやうに最低価格と最高価格を決めるといふ経済条項があるべきものなんですけれども、これが入っていない。それから途中で食糧援助規約が入つてきたわけですね。ガットのケネディ・ラウンドの交渉の最中一九六七年に食糧援助規約がこれにつけ加えられてきた。そしてその食糧援助規約も八〇年のものを今回また二年、それから小麦協定も二年間の延長を求めているわけなんです。この小麦の方の貿易規約の方は、二年ずつ六回目の延長です。

新しい協定の見直しを伺いたしたいんですが、経済条項は入らない。そして現在は国際小麦理事會でパロット事務局長が出した代替案をベースにして交渉が行われているといふやうに私は知つたわけなんです。これが国際的な合意が得られるものなのかどうか、そのパロット案といふものの要點、それから一体何が各国が賛成できない点なのか、どこの国がどういふやうな理由で反対しているのか、そのやうなことについて御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(渡邊実君)　小麦貿易規約でございますが、七八年と七九年に交渉會議が行われましたけれども、これが結局備蓄の問題、それから備蓄に關連いたしますけれども、開発途上国に対する特別措置の問題をめぐりまして結局合意が成立いたしませんでした。したがって、そこでパロット事務局長が代替案なるものを提案いたしました。果たしてこれをベースに正式の交渉會議を開くべきかどうかにつきましては、七九年から非公式でございますけれども、折衝が行われてきたわけでございます。このパロット事務局長のいわゆる新協定代替案と申しますのは、新協定案が三千万トンの国際備蓄といふのを基礎にいたしまして国際備蓄の運用、それから開発途上国に対する特別

措置の諸点について合意に達しなかつたことを勘案いたしまして、随所に現実的なアプローチを取り入れていただくわけにございます。

まあ大きく申しますと、四つぐらい特徴があるかと思ひますが、一つは在庫の備蓄の量でございますけれども、これはまあ三千万トンというふうな目標数量を明記いたしませんで、加盟国別の最低備蓄量、それから全体としてその合計として備蓄在庫の総量というふうな考え方を取り入れておられますので、それから市況を検討いたします場合に協議を開始するというメカニズムがござい

ますが、このタイミングについてもやはり弾力的なメカニズムを導入していくということでございまして、これは先生が最初に御指摘になりました備蓄の運用についての価格帯の問題がございまして、これも弾力的なメカニズムにおきましては、あらかじめ協定の中で決めた価格水準ではなく、最近の市況の動向を勘案した価格、移動平均価格というふうな言われておりますけれども、そういうものによることにするとか、それから三番目は、備蓄在庫の放出、積み増しについても自動的なメカニズムではなくて特別理事会の合意により決定する、それから途上国に対する特別措置につきまして、備蓄施設に対する財政、技術的な援助、それから備蓄設備を整備されるまでの間、先進国による備蓄の肩がわり、それから援助評価委員会による援助計画の作成、それから、小麦の輸出課徴金によります備蓄運営融資基金の設立、こういった規定を盛り込んだものでございまして、これを中心にいたしまして、先ほど申しましたように、種々折衝が行われたわけでございますけれども、結局輸入国の大部分はこの案を現実的なものとして前向きに評価いたしましたけれども、一部の途上国がこれでは果たして十分な備蓄があるかどうかという点について疑問を提示いたしましたのと、それからアメリカ、カナダ等の輸出国が、特にその後小麦の豊作といったことを背景にいたしまして、むしろ自由貿易体制、そういうものを維持することが重要で

あり、その際に、余り財政的負担を伴うような国際備蓄というものに消極的であつたというふうなことがございまして、結局、このパロット案をベイスにいたしまして交渉会議を招集するというところは困難であろう、こういう報告をパロット事務局長が昨年の暮れに小吏理事會に報告したという経緯がございまして、したがって、現在のところこの交渉會議が直ちに開かれるという見通しはございませぬ。

○田中寿美子君 そうすると、新協定はできないから、もとのもので延長していくということなんです。そして、いまのパロット案なるものは日本にとってはこれは成立すればメリツトがあるのかどうか、毎回毎回二年ずつもとのものを更新して延長していくようなことを将来も続けていくのかどうか、そういう見通しでございませぬか。

○説明員(藤田公郎君) 日本といたしましては、やはり国際備蓄、厳密に申しますと国際管理のもとにおきます国別の備蓄でございまして、この創設を含む小麦協定、小麦貿易規約というのが成立することが市況の安定あるいは長期的な需給の安定につながるということから、ぜひともできるだけ早い機会にこの方向に持つていきたいというふうに考えております。

○田中寿美子君 日本だけでどうすることもできない問題なので、なかなかこれは困難なことだらうと思ひますけれども、もう一つの食糧援助規約の方なんです、発展途上国に対して毎年一千万トン以上の食糧援助をするという一九七四年十一月の世界食糧會議の目標達成を目指しているわけなんです、いただいた統計によりますと、現在、日本それからアルゼンチンなども含めて欧米先進国の合計七百六十一万二千万トンを達成している、そうですね。一千万トンにまだ達しないわけなんです、その残りはソ連とかそのほかの東欧圏、共産圏の方から出してもらう、こういう考えでよろしいか。

○説明員(藤田公郎君) ただいま先生おっしゃいましたように、食糧援助規約の第一条の「目的」のところ、世界食糧會議の決議にございまして一千万トン目標というのを本規約の目的として掲げております。しかるに、第三条で規定されております各国の最小抽出量というのを合計いたしますと、いまおっしゃいましたように七百六十一万二千万トンというところで差があるという御質問だと思いますが、第一にここに規定しております七百六十一万二千万トンという量は、各国の最小義務量ということでございます、当然のことながら各加盟国はこれ以上の抽出を行うことが希望されております。

それから第二番目に、いま先生が御指摘になりましたように、この「目的」のところに、この一千万トンの目標は「国際社会の共同努力により、」という規定がございまして、この食糧援助規約の加盟国以外の国もこのような食糧援助の重要性ということにかんがみて、食糧援助を増大していくようにという期待が込められているというふうに理解いたしております。現にソ連、社会主義圏というものももちろん対象にはなりますが、それ以上にOPEC諸国等に対して種々勧奨が行われているというのが、いままでの状況でございます。

○田中寿美子君 共産圏ソ連その他がこれに閣下して、そして食糧援助をするという見込みがあるのかどうか。それからOPEC諸国も、これは小麦を持っていないからお金を出すんですけれども、その見込みがあるのか。

○説明員(藤田公郎君) 第一にまずOPEC諸国につきましては、いま先生御指摘のように、これら諸国自体が輸入国でございまして、日本同様資金的な抽出ということになるかと思われまふ。この八〇年の新規約ができました過程で、一部の国々を通じてこのような食糧援助規約加盟国の意向というものをOPEC諸国に伝達し、いろいろ働きかけを非公式に行つた次第でございまして、この食糧援助規約に加盟するという形にはなつておりませぬ。それから、社会主義圏についても同様でございまして、現在までのところ加

盟するという形にはなつておりませぬ。ただちょっと付言させていただきますと、その一千万トン目標との差でございまして、FAOが食糧援助の統計を非常に早くとりまして発表いたしましたけれども、各穀物年度七八一七九から始まりまして、最近一九八〇—八一穀物年度に至ります間の食糧援助の総量と申しますのは大体九百万トン前後を左右してございまして、八〇年—八一年はちよつと減りまして八百八十方トンぐらになつておりましたが、八二—八三年、いま現在、本年の六月二十日までが八一—八二穀物年度でございまして、恐らく九百五十方トン程度までいくのではないかと、これをFAOでは推計いたしております。

○田中寿美子君 日本はこの規約の中で三十万トンの義務を負つておられるわけですね。日本は穀物の現物出資ではなくて現金で援助しているわけなんです、その場合の援助のやり方というのは商社が必要となる量を御用聞きして歩いて、そして適当に配分する方法で請け負つておられるというふうな聞いておられますけれども、それで、大衆日本商社というのには便利な存在であると同時に問題もあるかと思ひますけれども、ほかの国々はどういうふうにしてこの援助の実際にやり方を行っているんでしょうか。この二つのことを……。

○説明員(藤田公郎君) ただいま第一点、先生のおっしゃいました、商社がいろいろ要望を聞いていられるという状態はございませぬ、各国の要請自体は、政府レベルを通じてわが国の政府に参ります。その要請が常にわが国の抽出能力を超えて非常に大幅な量の要請が参るわけでございますが、その際、人道的な観点、わが国と当該国との関係等を考慮いたしまして、わが国としての能力の範囲内での程度の配分ができるかということを決めました。その決定を政府ベースで相手国政府との間で交換公文によつて取り決めます。取り決められた後、たとえば日本の余剰米を使用いたします場合だと、食糧庁と相手国政府との間で業務取り決めというのが結ばれまし

て、品質それからいろいろ詳細な内容でございますが、それを取り決めました後、現実にお米をどの様な船に載せて相手国に運ぶかというその実際の契約面、それを商社に、日本米の場合には指定商社ということでございますが、使つてやつてもらつてゐるということにすぎません。したがひまして、そういう意味での商社主導型ということとは全くございませんので、政府レベルですべてを決めた後の実施をお願いしているということでございます。

それから第二点、ほかの国の例という御質問でございますが、たとえばアメリカの例で申し上げますと、アメリカは御承知の余剰農産物の処理の法律がございまして、有償延べ払いのもの、それから無償の援助と二種類行つておりました。そのそれぞれについてアメリカの農務省がどの程度までやるかというのはかなり差があるらしゅうございまして、非常に大ざつぱに申しますと、農務省が実際の国内での買付けを行ひまして、その買付けたものを国際機関なり相手国なりに運びます場合の輸送等を民間企業にゆだねてゐるというふうな承知いたしております。

○田中寿美子君　そうすると、その必要とする国が直接それぞれの政府に申し入れて、日本の場合は外務省が窓口ですね。そしてその割り当てを決めた後、実際にそれを配付するやり方に関しては商社が請け負うということですね。そうすると、まあ、アメリカなんか同じことになるわけですね。あとは企業に任せるといふことなんですかね。ただ、私はよく、発展途上国で災害があつたり難民が出たりするときに商社が競争して、日本から出すところの無償援助なんかに関して請け負つてくるというふうな事実があるように聞いています。その御用聞きをして歩くというふうなことは、これは非常に困る。そこいろいろ問題が発生する心配があると思つておられるからお尋ねしたわけです。

いま七百六十一万トンの食糧援助で、さつき聞いてみますと九百五十万トンぐらゐまで実際には

援助しているという話ですから、一千万トンを目標として、その一千万トンという食糧援助の量は、いま援助として申し込んでゐるそのほかに世界に難民などたくさん出ているわけですね、その飢餓人口に対して適当な分量だといふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(門田省三君)　ただいま御指摘ございましたように、一九七四年の世界食糧会議の際に援助目標として一千万トンということ打ち出したのでございますが、その後世界的に見まして人口の増加といふものがございます。それに比べての生産の増加あるいは流通機構の整備、これが必ずしも十分進んでいないという側面もございまして。他方また難民の問題が生じておられます。このような背景で、七九年にFAOでもって策定いたしました統計によりまして、一九八〇年から八五年、この間には食糧援助として必要な量として千七百五十万トンから千八百五十万トン程度のものが必要である、こういうふうな報告が出てまいつてゐるのでございます。このような統計から判断いたしますと、田中委員がたゞいま御指摘になりましたように、この一千万トンという数字では現在の事情が求めております食糧援助の水準には達しない、かように思ふのでございます。

○田中寿美子君　そうしますと、いまあちこちで難民も出ていますし食糧の需要はふえていくわけなんです、どういふ方法をもつてそれは克服できるといふふうな考へてゐるんでしょうね。FAOの立場でしようか、それともそれはどこの義務になりますでしょうか。

○政府委員(門田省三君)　FAO事務局におきましては、このような背景を踏まえまして、この食糧不足を克服するための方法としては、まず第一には生産性を高める。この生産性向上のために必要な技術革新あるいは灌漑、肥料といったような面において国際協力を進めていく必要がある。同時に流通機構の問題もございまして、せつかくの食糧が十分円滑な流通機構に乗らないために末端消費者の手に届かないといふようなことがござい

ます。この点の改善を図る必要もあろう。さらにはまた国際的な食糧援助、これは長中期的には先ほど申し上げましたような生産面の向上、流通機構の問題の改善といふことがございまして、短期的には、また中期的にも、不足を補う意味での食糧援助といふものに力を注いでいく必要がある。こういうふうな意見を述べておられます。

○田中寿美子君　日本はカンボジア難民だとかそれからアフガン難民なんかに対して米とか小麦などの食糧援助を行つてゐるということですが、それにはどのように行われていて、そして確実に難民たちに届いてゐるかどうか。よくそういうことを言われますね、届かないで途中でやみ物資になつてしまふといふようなことも言われてゐるわけで、そのような点に関して、ちゃんと援助物資が届くようにしなければならぬがそれはどういふふうになつてゐるかと申すこと。それから、難民に対する援助物資は食糧以外にもやつておられますね。そういうものはどのくらいになつており、そしてそれは確実に届くようになってゐるかどうか、そのことを伺ひます。

○説明員(藤田公郎君)　第一に、難民に対する食糧援助規約以外の援助でございまして、例示として申し上げますと、後ほど正確な金額を申し上げますが、第一のそれ以外の援助の方法として申し上げますが、第一のそれ以外の援助の方法として申し上げます。これは例のユニセフでございまして、UNHCR、難民機関でございまして、これに対して拠出を行つてゐる。それから第二のものは、たとへばタイにおきましてカンボジア難民その他のインドシナ難民が多数キャンプを張つておられますところ給水施設をつくりましますとか、現在でも派遣しておりますが、日本の医療チームを派遣するといふ医療協力というふうな形で難民に対する援助を行つておられます。

ちなみにどのくらいの規模のものかといふことを若干例示として五十六年度の数字で申し上げますと、難民関係の食糧援助規約に基づく援助といふのが約八十二億円でございまして、これに対し

ましていま申し上げました二つのその他のもの、国際機関への現金拠出といふのが約百三十七億円、それから給水施設、ダム建設等々その他の援助、それから医療協力でございまして、これが約四十一億円の程度の規模になつておられます。それから御質問の第二点の、確実に食糧その他の援助物資が難民の手に渡ることをどうやって確保するかといふお話でございますが、主として食糧等の援助は国際機関、ユニセフ、それから世界食糧計画等を通じて行つておられます。タイにおきまして難民等も同様でございますが、特にカンボジア国内におきまして被災民は、カンボジアの現在の政府との間の政治的な関係ということもございまして、わが国が直接これをコントロールするわけにはまいりませんので、これは国際機関の配付を通じてこれを供与してゐるということでございます。

○田中寿美子君　いま新しい協定に向かつて努力をしてゐるんですけれども、それにもかかわらず一方では二国間の穀物協定がほとんど行われてゐる。アメリカなんかは豊作で妻がいつぱい残るから、むしろ国際機関を通じてよりは二国間協定でやるというところの方を好んでゐるという傾向があるかと思ひますが、これをどういふふうな考へたらよろしいですか。

○説明員(藤田公郎君)　二国間の協定がいろいろ結ばれてゐることは事実でございます。ただ、この取り決めの形にはいろいろございまして、これがいわば乱立いたしまして国際小麦市場が硬直化するとか、それから協定が排他的な性格を持つてゐるためにその市場の柔軟性が失われるといふことになりまして、これはまあ好ましくない事態であると思つておられますけれども、現在ございましていろいろ取り決めと申しますのは、もちろん価格の条項は含んでおりませんし、供給の保障等についても、逆に引き取りの約束につきましてもごく部分的にそれぞれの要求を満たしてゐるというものが圧倒的な多数でございまして、その意味では、現在の状況におきましては、特に国際小麦

市場の硬直化の大きな要因になっておるといふ
うには必ずしも考えておりません。

○田中寿美子君 少し問題が変わってきまされ
ども、三月の末にワインパーガー国防長官が日本
に見えたと、総理大臣が今後の日本の国際政
治、外交における基本見解四項目というのを手渡
された。私はその第一項目についてこの前質問し
たわけなんです、その第二項目のところ、

「ソ連、東欧圏は経済的には苦しいと見ている。
その中でアフガニスタン、ポーランド問題が起こ
った。日米は連絡して、経済（制裁）措置を取っ
ているが、この点はもし必要があれば強化した
い。」、こういうことを言っているわけですね。つ
まり、ソ連に対する制裁措置を強化してもよろし
いと、アメリカと一緒に。

現在どういう、アフガン、ポーランド関係で、
ソ連に対する経済制裁措置を、どんなものにとっ
ているのかということ、まずお尋ねしたいと思
います。

○政府委員（加藤吉弥君） アフガンとの関係でと
りました措置は、大きく分けて次の二点ござい
ます。

一つは、公的信用供与についてはケース・パ
イ・ケースで慎重に検討して決めるということ。
第二点は、関係レベル以上の公的な人事交流を抑
制するという点。この措置は現在もなお継続し
て維持しております。

ポーランド関連で新たにりました措置は、次
の四点でございます。

第一点は、日ソ科学技術協力協定に基づく科学
技術協力委員会の開催には当面応じない。第二点
は、日ソ貿易年次協議の開催にも当面応じない。
第三点は、在日ソ連通商代表部等の拡充につい
ては当面検討しない。これは通商代表部の人員の拡
大とかあるいは地方における支所の設置、あるいは
極東貿易公団の新しい事務所設置、そういう
ものは当面認めない、検討しないということござ
います。第四点といたしまして、ソ連買付け
ミッションの本邦在留期間、これは本年の未まで

ということになっておりますが、その延長につ
いては今後の情勢を見守った上で、慎重に対処し
て検討したい。

以上が、現在アフガン及びポーランドに
て日本がソ連に対してとっております措置のすべ
てでございます。

○田中寿美子君 いまの御説明ですと、別に経済
制裁らしいものは余りないわけですね。しかし、
私は不思議に思いますのは、ポーランドの戒厳令
をしていっているというその状況に対して、なぜソ連
に制裁を加えるのか、つまりそれはソ連の圧力に
よって行われているものというふうに日本は考え
て、そしてポーランドにソ連への制裁措
置というようなことをやっているのかどうかとい
うことですね。

○政府委員（加藤吉弥君） 制裁的なものは含まれ
ていないという御指摘でございますが、私どもも
制裁という言葉は一度も使っておりません。対ソ
措置ということ、あえて制裁という言葉は使
っておりません。

しかし、こういう措置をソ連に対してとる理由
いかんという御質問でございますが、これは田中
先生ただいま御自身で御指摘なされましたとお
り、今回のポーランドの事態、昨年の末以来の戒
厳令その他の事態は明らかにソ連の圧力のもとに
生じたものであり、ソ連が責任を有すると、こ
ういう認識を持っていてございまして、これは
日本のみならず、アメリカ、西側諸国がひとしく
持っている認識でございます。

この措置の目的と申しますのは、やはりソ連政
府に自制を求めるといふこと、それから将来さら
にこれがエスカレートしてソ連の軍事介入とい
うような事態に立ち至らないようにソ連の行動を抑
制すると、こういう目的で措置をとっているわけ
でございます。

繰り返しになりますが、ソ連の責任という認
識、それからソ連に対するこういう措置、これは
すべて西側との協調、西側の結束という枠内で行
っているものでございます。

○田中寿美子君 いまのお答えですけれども、こ
れはレーガンの方針に日本が同調しているわけな
んでね。それで西側諸国は同じような措置をと
っているわけではない。日本のように、レーガン
が制裁措置を要求したらずにそれに同調する。
大塚レーガンの御機嫌取りのようなことは、き
うはもう時間がなくなりましたから十分
にこの点について議論できませんけれども、西
諸国は同調してはいないと思っております。す
から、

この辺がやはり日本の外交姿勢としてレーガンの
外交方針に全く同調しようとする態度、私はそれ
はもつと自主的に日本の立場において考えるべき
ことだというふうにおもいますが、鈴木総理
がワインパーガー国防長官に手渡した四つの基本
見解ですね、その中には、一つは、中国はソ連に
近づけないようにしておくべきだということな
こと、中ソの和解は好まないアメリカに同調する立
場を表明しているし、それからその後今度はベル
サイユ・サミットでも問題になるであろうところ
の米日欧の間の経済摩擦の問題などがあるので、
大塚レーガンの御機嫌取りのような感じのするも
のを手渡しているわけなんです。これは先ほど
も戸叶委員が言われていたけれども、私たちは何
もミッテランの言ったこと全部に賛成しているわ
けではないけれども、ああいうきりつとした態度
が必要ではないかと思うんですけれども、これは
外務大臣に何って、もう少しこの問題はまた別の
機会に続けたいと思っております。

○政府委員（加藤吉弥君） 大臣の前に事実関係を
若干答弁させていただきます。

まず、レーガン大統領の措置に対する同調であ
ると。西側諸国はそうしていないじゃないかとい
う御指摘でございますが、私どもの見るところ西
側西側諸国はむしろ日本以上のことをやってお
るというふうにおもっております。

一、二例を申しますと、たとえば西独でございます
ますが、ソ連との科学技術協定、海運協定、国内
河川通航協定交渉を当面行わない。対ソ経済協力
を厳格に適用していく。ECの貿易上の措置に参
加する。というようなことを言っております。

イギリスは、漁業面でソ連の漁業加工船に対し
許可を与えない。海運協定の諸項目について再交
渉を行う予定はない。その他各国とも大体日本と
同じような措置をとっております。

さらにそれに加えてE.C.、ヨーロッパ共同
体としてソ連からの輸入の一部についてこれを禁
輸する。という措置をとっている事実がございま
す。

こういう点から判断いたしましたして、レーガンと
申しますかアメリカ政府がとっている措置に見合
う措置を西側諸国もとっている。西側の協調とい
うことがこの点で守られている、もちろんその国
情とか、いろいろな利益の判断等によりまして各
国のとっている措置は必ずしも全部共通ではござ
いませんけれども、その趣旨と目的という点にお
いて西側の結束ということとはかたく守られてい
る、かように認識しております。

○国務大臣（後内義雄君） ポーランド問題が起
きた以降、国際的に非常な関心が持たれておると
いうことは、これはひとしく認められるところだ
と思うのです。そしてさらに、ポーランドに
ソ連の軍事介入でもあったらばこれはゆゆしい
という、そういう見解を西側はとってきておると
いうのであります。そういう事態が起らないよ
うにどうしたらよいか、それには西側が結束して
対応していこう。こういうことから西側の諸国が
それぞれ先ほど加藤局長の方から御説明を申し上げ
たような措置をとっておりますが、
その措置については、お互いにその措置によつて
起る事態を損わないように足を引っ張るよう
なことはしないぞと、こういうことでそれぞれ
の事情に基づいて、そこに若干の差はあるが
アンダーマインしないということ、これも横断
的な結束が図られておると思っております。

そういうことでありまして、決してアメリカに
追従しておるとかいうことでなく、アフガニスタ
ン問題、ポーランド問題に対してこういう事態を
速やかに解消したい、それにはソ連の自制を求め

ることが必要だと、こういう点からいろいろな措置をとっておくことを御理解いただきたいと思ひます。

○田中壽美子君 時間が参りましたので、それについての議論はもうやめますけれども、そういうことをしながら、一方で西歐諸国は経済的な大いに物も売ったり、アメリカだつて穀物をソ連に大量に売らざるを得ないような状況にもあると思ひます。ですから、その辺のことはそれぞれの独自性において経済的な交流はほとんどやつていて、いろいろなことですね、ソ連ともやつていて、いろいろなことをまたもう少し注目していただきたいと思ひますが、これはまた後で議論させていただきます。

○理事(鳩山威一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

(理事鳩山威一郎君委員長席に着く)

○理事(鳩山威一郎君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○宮崎正義君 日東通商航海条約と、それから国際小麦協定の延長議定書につきましては後にいたします。きょうは伊原参考人をお呼びしております。お忙しい方がいらして下さつておりますので、国際科学技術博覧会政府代表設置臨時措置法案、この件から質問に入りたいと思つております。

御案内のように一九八五年筑波研究学園都市で行われます国際科学技術博覧会は、わが国としてしましては大阪の万博、沖縄海洋博に次いで三回目の万博であります。万博を決定いたしました今日まで協会の役員の方々、各界の皆様、それに携わつておられる皆様、本当に御苦労までございまして、これからの言ひならば本番の本番になつてく

ると思われたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

最初に外務省、科学技術庁及び国際科学技術博覧会協会の考えられる問題点の態様を挙げまして、その一つ一つの具体的な対策を質問いたしたいと思ひます。幸いにきょうは各省の第一線の責任担当者の方々に御出席をいただいておりますので、それぞれの立場で対応策を順次回答をさせていただきます。

まず最初に外務省の方にお伺ひをいたします。これは大臣にお伺ひした方がよいと思ひますが、政府代表を設置する処置をどう考へておられるか、考へてみますと、この法案が十月一日施行ということになっております。そうしますと諸外国への招請も昨年の九月の二十五日に閣議決定されずして折衝を開始しているような状況の中で万博のPR等の活動中である今日、いわゆる政府代表と実務担当、人事内定して実働している段階じゃなければならぬと思ひますが、開催まで逆算してみますと二年十月に足りないわけでありまして、十月までということになりますと、それから六ヶ月も短縮するようになってくる勘定になってまいりますが、十月一日に政府代表及びその実務の担当官を発令するということでは非常に遅いんじゃないか。内定していられると思ひますが、この辺のことに付いてまず最初に伺ひをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(樺内義雄君) お話しのように十月一日から施行と、こういうことで多少もう少しゆとりがある方がよかつたかという感じがなきにしもあらずでございますが、政府としては最近における行財政改革の精神に沿つてできるだけ機構と給与を節約するという観点に立ちまして、ぎりぎりの十月一日とした次第でございます。

なお、その人事についてお尋ねでございますが、井川前駐仏大使を充てる考へてございまして、当面外務省が担当して科学万博の渉外的事務を中心とする仕事に従事していただき、これによつて対応をしておるような次第でございます。

す。

○宮崎正義君 後でそれぞれまとめ一つずつお答えしていただくようにと思ひますが、まず外務省関係としては、在外公館員の科学万博に対する対応の出席国との締結、万博のPRの問題、展示出品物の内容によるチェック作業、外務大臣がベルサイユのサミットの方に行かれる関係、それらのことは後でお伺ひすると思ひまして、科学技術庁及び国際科学技術博覧会協会のお立場の方々に先ほど申し上げました問題になる点を一つずつ言つてみたいと思ひます。

一つは会場整備事業、一つは国内外の出品展示場の建築施設事業、開催日までの各国特色の出品展示となるための建築物ですね、施工が重要な課題になってくると思ひます。さらには会場が四カ所の入口に伴つてきます道路事業、これはあと細かく質問をしますけれども、首都高速とかパス、地方道路、街路、こういうものがございしますが、また一つには上下水道の事業、輸送計画事業、これは国鉄もありません、バス、自家用車その他もございしますが、もう一つには河川事業、一つには宿泊対策、さらにもう一つには保安対策、このようなものが大きな問題点として取り上げられてくるんじゃないかと私に思つておられると思ひます。

そこで、いま大臣から内定をされておられる人事のお話がありました。それに基づきまして伺ひをするわけでありますが、諸外国に対する在在外公館員の万博のPR、これはもちろん協会との共同作業にはなると思ひますが、たとえば航空路から万博の会場、観光の各国国情向けの早わかりパンフレットをつくつたり、一目見ればよくわかるよいものをつくつてアピールをしなければならぬと思ひますし、また日程によつては観光コースのあり方等のことを案内したパンフも考へてよいんじゃないかと、このようにも思ひます。この点。

それから、招請国の日本としての外国政府への参加招請を何方国ぐらい見込んでおられますか。

また、外国政府、国際機関の参加をどのくらいに期待しておられますか。また、今日までそれらの反応について御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(佐藤嘉恭君) 第一点の科学技術博覧会に關します広報でございますが、先生御承知のとおり昨年の十月十五日付で百六十一カ国及び国際機関五十四の機関に對しまして外務大臣の招請状を發出しておるわけでございます。この機会にもこの科学技術博覧会の考へ方、概要、いかなる構想を持つて科学技術博覧会を運営するかといったようなことも添えまして、相手国それぞれの国の外務大臣等に招請の案内をいたしていただいております。今後いろいろな形で招請活動を活発にしていきたいと思ひます。今後は先生御指摘のございました御指摘のございました外務省として考へておられます。もちろん、もとになります広報資料というものは運営の主体であります博覧会事務局の方が中心になつておつくりになるわけでございますが、外務省といたしましては諸外国から見て理解の行き届く広報資料をつくれるように協力をさせていただきます。かように思つております。

それから第二点は、冒頭でもちよつと申し上げましたが、百六十一カ国、五十四の国際機関に招請状を出していただいておりますが、目下のごころ反応はまださうはかばかしくないのが現状でございます。たとえはリビアでございますが、民間主カンボジアあるいはタイといったようなところから参加の意向が表明されておりますし、国際機関としては東南アジアの文部大臣機構あるいは国連のUNDPといったところから参加の意向表明が来ておるわけでございます。今後の見通しでございますけれども、私もともいたしましては沖縄の海洋博の実績、つまり三十六カ国と三つの国際機関が参加をいたしたわけでございます。これらの規模を上回るものを実現していかなくてはならないかと、かように考へております。

○宮崎正義君 閣議決定されたのが相当遅かつた

始まります建設準備には全く支障がないであろうというふうな考えでおるわけでございます。

それから、その会場用地に会場を建設するわけでございますが、これは博覧会協会が担当するということでございます。先日のその会場の基本計画の第一次の構想というものが決定を見まして、いま関係方面とすのり合わせを行っておりますという段階でございます。これは、そのテーマにふさわしい会場地を造成するというふうなことを骨子といたしまして、いまその具体的な作業等について協会の中心に作業を進めておるということでございます。

さらに、会場へ二千万人と書いてありますが、観客がそこにおいでになるわけでございますが、これの輸送というのが大変大事でございます。これにつきましては、昨年の十一月に関係閣僚会議におきまして、当面緊急を要する関連公共事業といたしまして道路関係、それから鉄道関係、河川関係あるいは下水道関係といったようなものにつきまして御決定を見まして、現在それぞれの機関におきまして用地の取得あるいは建設作業に入つていただいておりますことでございます。

それから鉄道の観客輸送につきましては最寄りの駅を今度新設するわけでございますが、そこからの二次輸送の問題でございますが、これにつきましては運輸省等の御指導を得ながら、博覧会協会において現在その具体策について準備を進めておるという段階でございます。

それから出展についてでございますが、これは国内的には政府出展と民間の出展がございます。政府出展につきましては、これは過去の二つの博覧会と同様に、主催国政府としてふさわしい出展をするということで、現在私どもを中心に政府部内及び部外の有識者のお知恵をかりまして、いまその基本計画を練つておるという段階でございます。これにつきましては、先生の御指摘のような両院の附帯決議等で、まずその固有の文化、工芸といったようなことも政府出展で大いに取り扱っ

ていきたいというふうな考えでおるわけでございます。

それから民間出展でございますが、これにつきましては、協会の方で現在第一次の出展の受付を行つておられます。ほほ出足はいいというふうな承つておるわけでございます。さらには、宿泊とか医療対策とか消防対策とか、いろいろな問題が数多くございます。これらにつきましては、博覧会協会が関係省庁及び茨城県等と協議をしながら、いや鋭意準備を進めておるということでございます。大体、かいつまんで以上のようなことでございます。

○宮崎正義君 たいだいま御答弁がありましたけれども、協会では民間出展の受付を十六日からお始めになって五月の十五日までということですが、その最初の日に九つの企業グループからの申し込みと聞きましたが、民間パビリオンに割り当てられているという六万平方メートルの床面積で十分であるかどうかという点も私は一つの危惧な面があるわけですが、いま科学技術庁の方から御答弁のありましたものに補足がありましたらしていただきながら、たいだいま御質問しました六万平方メートルというところで足りるのかなという私はちよつと疑問があるんですが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○参考人(伊原義徳君) 民間出展につきまして、三月中旬に東京と大阪で説明会を開かせていただきました。大変な盛況でございます。特に中小企業の御関係の方が三分の一以上、こういう状況でございます。それを踏まえまして、四月十六日から一カ月間受け付けをさせていただきます。お申し込みが、本日現在におきまして十一社が先生の御指摘の床面積六万平方メートルのほぼ半分は、いままでの申し込みで満たされておるといのが実情でございます。

なお、いろいろ私どもの事務局にそれ以外の企業なり企業グループからもお問い合わせがございます。まして、そういうものを含めるとはほぼ予定の面積が満杯になるのではないかと思われます。なお、先生の御心配は、あるいは六万平米を超えたらどうするか、こういうことも含まれるかと思はれますが、私どももいたしましては、もちろんその六万平米というものはある程度融通がきくわけでございます。さらには各御出展の企業の間での御調整と、こういったものもお願いできると思っておりますので、そういう点も含めまして的確な対応をさせていただきます。こう思っております。

○宮崎正義君 国内あるいは外国の出展がいろいろ特色のあるものであります。会場施設の設営等が非常に期間内に完成することは容易なことじゃないと思ふんですが、ともかくも観客の偏らない展示方法といふことが、会場設置のあり方、これも私は過去の博覧会を通じて心配する点があるんですが、その辺の考慮が大事じゃないかと思ふんですが、この辺はいかがでしょうか。

○参考人(伊原義徳君) 会場計画を私どもが設定いたします場合に、先生御指摘のような観客が非常に議論になりまして、具体的にどう対応するかということでございますが、まず一つには、予想されます入場者数と展示館の床面積との関係で、できるだけ床面積を広く余裕をとって設けたい、こういう配慮をいたしたわけでございます。いま一つは観客の動き、動線と称しておりますが、観客の動線につきましていろいろ勉強をいたしておりまして、ごくざつとごらんいただく観客用の動線、それから非常に専門的に細かく見たい、そういうふうな観客の動き、そういうものを十分検討いたしました。それらを踏まえまして政府館、外国館、民間館の配置を適切に行うことによりまして、少なくとも過去の博覧会よりは混乱の少ないものにさせていただきます。こう考えております。

○宮崎正義君 おっしゃるとおり、万博のそれらが非常に大きな問題点になって、偏つてしまつてある面だけはいっぱいになって、ある面は閑散として、前の博覧会なんか通じまして国民のそういう声が大分聞こえたものだから、特にいまのこのとお伺いしたわけでありまして、先ほども外務省の方にお伺いしたのですが、発展途上国それぞれの国の事情に対応できる援助の問題等につきましては、どうかひとつ協会側の方とも十二分にお話し合いをしていただいて御検討したいと思はれます。

それから次は、観客の宿泊が大きな問題になってくると思うんですが、この辺の御構想はどんなふうにしておられますか。

○参考人(伊原義徳君) 観客の宿泊につきましては、私どもではいろいろ関係方面の御協力をいたしながら調査を進めてまいつたわけでございますが、残念ながら会場周辺にはホテル、旅館等の宿泊施設はそれほど収容能力の大きいものはたくさんございません。たとえば会場から三十キロメートルぐらいをとりまして、その範囲内ではやんとした宿泊施設を持つておりますのは、一日当たり二千人程度ではないか、こう考えております。でございますればホテルとかそういった宿泊施設をさらに博覧会に向かつて増強していただければありがたいわけでございますけれども、博覧会終了後にどれだけ需要があるか、そういうことも想定いたしますと余り多くを望めないというのが実情であるかと思はれます。私どももいたしましては、先ほど申し上げました調査、それで見ましても入場予想者のうち東京近郊の親類、知人宅で宿泊する、そういうふうなことをお答えになっておられます方が半分程度はございます。東京におきます宿泊施設というのはこれは十分あるわけでございますので、基本的には観客の宿泊は東京を主力として考えたい、こう思っております。

しかし現地におきましても、特に青少年の観客がたくさん期待されるわけでもございますから、キャンプ施設あるいは民宿、そういった比較的簡易な施設の整備につきまして、これは茨城県当局を初め関係機関の御援助をいただきまして、かなりの対応をさせていただきますと思っております。

す。なお、このような小規模な施設につきましては、いわゆる旅行者のあつせんルートに乗らない面がございますので、それにつきましてどのようなあつせん組織をつくるかということをおいまいましい検討中でございます。

○宮崎正義君 お話がありました民宿ということがありましたが、沖繩では後みんなバンザイしちゃったわけですね。民泊というのもそれぞれ考えられるお話だと。一つはそういうものもあると受けとめたわけですが、いずれにしてもこれは大変なことだと思います。あの付近ですと水戸、これは完全に収容できるんじゃないか。土浦も若干できるんじゃないか。東京もそうだし、いふうな考えなんかもありだろと思いいますが、いずれにしても、これが愉快、不愉快な気持ちを与える大きな作用をするわけですから、この点には十二分に留意をいただきたいというところを要請をいたしておきたいと思いいます。

もう一つは、各諸外国から参加の発展をするために早く現地に、会場に着かれる方々が作業の関係でおいでになると思うのです。こういう方々に對する宿泊の手だて、こういったようなことももう当然お考えになっておられるのだと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○参考人(伊原義徳君) 出展の準備のためにかなり早い時期に来日される外国人関係者はある程度予想されるわけですが、そういう方々の宿舎といたしましては研究学園都市周辺のホテル、それに足りない場合は東京都内のホテル、そういうものをとりあえず充てるということでは、どうしてまいりたいと思っております。さらに会期が近づきますと、実はいま建設省及び住宅都市整備公団にお願ひしておりますが、住宅都市整備公団の施設を御貸与いただくというふうな可能性も出てまいりますので、そちらの方で対処させていただきます。いずれにいたしましても、外国出展参加の関係委員はその住宅の事情において御不便をかけることがないようにいたしたいと。ちなみに

過去の例から申しますと、参加の委員は多分千人程度が考えられるのではないかと思っておりますので、それにつきまして十分遺漏のないようの手当てをしたいと思います、こう思っております。

○宮崎正義君 観光事業者といいますが、それに対する指導、啓蒙というものはどのように行われたいと思ひますか。これらの方々が相当の観客を誘導する、または募集するということになると思いますが、こういったようなこととお考えだと思ひます。同時に、展示物の限られた日程のスケジュールの中で、先ほど外務省の方に伺ったのですが、据えつけの試運転までの運営等が最大の重要な作業になってくる。この辺の調整なんかも非常に大事な点だと思ひますが、国内の方はともかくとしまして、外国の方がいろんな特異な建築物をつくらなきゃならないということになりますと、その建築の問題も、それから試運転の時期なんということも問題点になってくると思ひますし、そういったようなことが非常に心配でありますし、もう一つには開催期間中の開場時間が何時であり、そして閉場時間がどうなるのか、これは三月はまだあちらの方は少し寒いんじゃないかと思ひますし、三月、四月はちょっと緩められないかと思ひますが、夏季の期間というものは学校も休みになりますし、ピーク時になってくると思ひますが、こういった点の時間差によつてすべての対応策というものが輸送関係とかいろいろな面で大きく変わってくるようになると思ひますが、この辺のお考えなんかもまとめてひとつ簡単に御答を願ひたいと思ひます。

○参考人(伊原義徳君) 観光事業者に対するPRにつきましては、運輸省の御指導をいただきましていろいろな旅行業界に對しまして受け入れ準備の組織をおつくりいただくようにお願ひをしておるわけでございます。また、私どもの広報委員会というのがございますが、その委員には国鉄、日本航空及び日本旅行業協会、こういったところからの御参加も御願ひいたしております。博覧会の広報に関するいろいろな戦略を御検討いた

いておるわけでございます。それからいま一つ、準備、特にいろいろな展示物を期間に間に合せて設置し、試運転をするという点につきましては、特に外国の出展がある程度おくれで決まったときにどういふふうに対応できるかという御懸念の御質問かと思ひますが、私どももいたしましては、短期間にそういう仕事をやるように国内のそういう能力のある業者を御推薦するとか、そういうふうなことも考えられるわけでございますし、安全性に十分重点を置きなから、最後の場合には多少突貫工事的なことも期待しながら十分開会に間に合わせることもできると、こう考えております。

次に、開場、閉場の時刻でございますが、これにつきましては一応協会の方で案案はできておりますが、なおもう少し詰めて、六月ごろにある程度案を固めたいと思っております。考え方をいたしましては、御指摘のように、四月の中旬ごろまではまだ気候もそれほどよくございませんので、少し開場、閉場の時間を短くさせていただきます。ゴールデンウィークからは朝も少し早く夜も少し遅くと、こういうふうなことにさせていただきます。こういうふうなことを考えております。

○宮崎正義君 国鉄の新駅のこともお考えでございますが、駐車場の規模というものを、それから四カ所の会場の駐車場の規模、その辺のことをちょっと伊原さんからお伺いをいたしたいと思ひますが。

○参考人(伊原義徳君) 駐車場につきましては、会場内にある程度のもので当然設けるわけでございますが、最近のように非常に自動車の保有台数が増えていますので、観客の相当部分の方は自動車に依存すると、こういう情勢でございます。かたや考へておられるものを場外に設けなければいけないという面を、これを目下茨城県当局にお願ひをいたしまして、地元で適当な土地を探していただいておりますという段階でございます。場内に對しましてその三倍ぐらいの面積のものを外に設けたい。それは、観客が入ってまいります

方向が主として三つの方向が考えられるわけでございますので、その三つの方向のそれぞれに一所ずつ場外に駐車場を設ける、こういうふうなことを考えております。

○宮崎正義君 国鉄の関係のことをお伺ひいたしますが、観客輸送対策について、協会側との話し合いの中で、何人ぐらゐを輸送する御予定か。また、それはどのようにされるのか。

もう一つは、せつかく万博の新駅を設置するのですから、直行する臨時列車を仕立ててもよろしいんじゃないかなというふうな思ひわけです。もう一つは、新駅に急行なんかはとまってもらたらいんじゃないかなという要請も当然これはあると思ひますが、このことにつきまして、それからもう一つは外国からの観客の対策、列車対策といえますか列車なんかをどういふふうな案面されるか、その辺まとめてひとつ要領よく御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(有馬訓祥君) 入場人員二千万人という御計画でありまして、そのうち一千万人を国鉄で運ぶという想定になっております。一千万人のうち常盤線が申しますと、水戸方面等からお見えになるお客さんが大体七十六万人ぐらゐいらっしゃるというところで、一番大きな量は東京、上野方から常盤線に入られる九百二十四万人というのが国鉄で運ぶお客さんの数になるわけでございます。九百二十四万人のうち、一応百万人程度は取手から関東鉄道の常盤線の水海道という駅を経由してお入りになる、これは乗りかえになりますけれども、あと残りの八百二十四万人というお客さんが常盤線で直通でということ、協会の方から新駅を一つつくることについて協力してほしいというお話を伺っておりますが、新駅ができましたとそこを經由して会場にお入りになる、こういうことになるわけでございます。

八百二十四万人と申しますと、お客さんの入場につきましてもやはり波動がございますので、大体私どもとしましては、波動が非常に高いところで大体朝八時から十時ぐらゐまで、これがまあ

上野口でお客様が集中される時間だろうと、そう考えておられますので、この時間で見ますと、大体四万六千人くらいのお客様をお運びしなきゃいかぬと、こういうことではいまのところ計画を立てておられます。それに對しまして、この八時から十時という時間帯につきましては、現在は急行が三本と土浦、水戸方面に行きます中距離電車が三本走っておりますが、これだけではとても輸送力は足りませんので、通勤対策を兼ねまして、現在十二両で走っております中距離電車を十五両にしていくという、そういう対策。それからもう一つは、中距離電車を八本程度増発をする、こういう考え方で、まあピークのところでは定員の倍お乗りいただく。そうすると、乗車時間約一時間弱でございますので、定員の倍御利用いただくというところで計画いたしますと、私どもとしては八百二十四万人近く運べるのではないだろうか、こう考えておられます。そのほかに、全国遠いところから参ります団体やなんかがございますので、こういうのは別途お運びをするということになっております。

そういうことで、新しい駅ができませんと上野からそこまでは直行ということでございますが、たとえば大阪からでございますとか、そういうところから直行を入れていくことはこれは非常に設備上の制約等がございますので困難でございます。ただ、いまの一千万人というのは私どもとしては運べるというふうに考えております。

それから、いまお話がございました外国人の輸送、それから新しい駅に急行をとめるというお考えでございますが、私どもとしては外国の方が日本にお見えになった場合には、やはり基本的には東京に一度お入りになるというふうに考えております。したがって、東京から会場までお行きになるということになりますと、いま申しました日本の観客が使う輸送力そのものを使うという方法もございしますが、やはりなれないお客様でございまして、それからピークのところでは定員の倍くらいお乗りいただくことも計画の基本

に入っておりますので、ここにいま特急が十二本と急行が十一本走っておりますので、これを土浦あたりにとめまして、私どもとしてはこれのグリーン車だとか指定席車をうまく使わせて外国のお客様をお連れするということ、そういう考え方がいいんではないだろうかというふうに考えております。この辺は協会の方ともよく御相談しながら、具体的な問題として詰めていくことだろうと考えております。

それから、そういう列車を新しい駅にとめたらという先生の御指摘でございますけれども、まあ一つの考え方から申しますと、余り一つの駅に大きなお客を集中し過ぎますというの問題が発生いたしますので、私どもとしては特急、急行は土浦あたりから会場にアプローチしていただく。それから中距離電車等のお客様は新しい駅から集中して会場に行つていただくというような形の方がむしろ全体の処理としては好ましいんではないだろうかという、そういう感じを持っております。これは具体的に今後運輸省の御指導を得ながら協会とも御相談をさせていただいて詰めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○宮崎正義君 運輸省の方はどうですか、その直行の臨時列車を仕立てていられるようですが、それを駅へ直通で行くんですから、とめていくようにすると予算の面で大分人的、時間的、いろんなもので費用がかさばってくるようになるわけでありまして、この辺のことをどういうふうに受けとめておられますか。

○説明員(森野裕君) 鉄道で輸送いたします方法につきましてはたまたま国鉄の方から御説明したとおりでございます。それを臨時駅で全部まとめて集中的にやるか、あるいはいま国鉄から話のありましたように、土浦なり別の駅である程度ばらして対処するか、それは実はその次のバスの輸送との絡みもございしますので、その全体の輸送システムとしてどういうシステムが一番効果的であるかということを含めまして、先生のい

まの御指摘も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮崎正義君 予定しております時間が大分詰まってきたので、建設省の方の道路事業の關係、それから上下水道の關係、河川の關係、こういったものも道路問題の大変な、総合交通体系の中から輸送というものを考えにしなければならぬと思つし、また新規のもの改修するもの、それから相当な時日を要すると思つしますが、こういった点についてお考えをお聞かせ願ひたいと思つします。

○説明員(萩原浩君) 科学技術博覧会に係ります道路整備につきましては、昨年の十一月六日の関係閣僚会議におきまして、五十六年度以降総事業費三千九百五十五億円に及びます関連道路整備計画が了解されてございます。

この主なものを申し上げますと、広域的な幹線道路として、博覧会の開催までに常磐自動車道三郷―日立南間百五・二キロ、約千七百十二億円、東関東自動車道成田―大栗間十一・八キロ、約二百三十億円、並びに首都高道路足立―三郷線等十五・二キロ、約八百三十三億円の供用を図ることといたしております。さらに、会場周辺の道路につきましては、約千八百八十億円を投じまして、観客の円滑な輸送を確保するよう努めるつもりでございます。

○宮崎正義君 これは簡単にこの予算の割り振りだけおっしゃつたのですが、成田から羽田から、そしてまた周辺から首都高道路から幹線から、いろいろ交通網というものが相当多岐になってくると思つたんですね。それに伴つて街路、そういうったようなものも含めてのことですか相当な事業だと思つたんです。これが一つの大きな血の道になる、血液の循環路になる、そういうふうにも思えるわけですか。これに対する満々の自信が御ありのような御答弁でしたけれども、大丈夫ですか。

○説明員(萩原浩君) 先生御指摘のようになっている輸送の問題がございまして、先ほど御指摘がありましたように、二千万人のうち一千万人を道路

で運ぶと、こういう計画になっておりますが、私どもとしては十分余裕を持つてこの一千万人を処理できるというふうに考えておるわけでございまして。幸いにいたしまして、数ヶ月前に柏―流山のところで非常に用地問題が難航しておりました常盤自動車道、これが用地問題解決をいたしました。いま一斉に工事にかかっているところでございまして、したがって、五十九年度いっぱいには完全にこれが開通するということがございまして、首都高も三郷と同じくドッキングすることができるといふことでございまして、十分それに対処できると存じます。また、会場の周りにつきましても、協会ともいろいろ御協議いたしました。万全の策を講じてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 御自信があるのだから非常に安心をするわけでございまして、一番安心されるのは国であり、そしてまた協会の方々の一番心配をされる場所ですから、万全を期していただきたいと思つします。

次は警察庁の方に質問をいたしたいと思います。万博に対する輸送の安全対策、それから開催中には各国からかなりの要人の方々もおいでになります。これらの警備体制、また交通規制、あるいは交通事故をなくしていくその対策といふこと、とにかく大混乱を起す事態が生じてくると思つします。現在毎日のように報道されております自動車事故というものを考えてみますと、相当な決意としましてその処置をやつていかなければ安全対策というものはなかなかおぼつかないんじやないかと思つします。この辺の配慮、こういうった点につきましてどんなようなお考えをお持ちでござい

ますか。

○説明員(福島静雄君) この博覧会へは合計二千万人の入場者が予測されておるところでございまして、会場予定地は鉄道沿線から遠いために、観客等の輸送は最終段階ですべて自動車交通に頼らざるを得ないと見込まれております。このため、開会の期間中は朝夕の時間帯を中心に会場周

辺の道路やそこに至る幹線道路に大量の交通が集中することになりまして、混雑の常態化、交通事故の多発及び交通公害の発生等が予想されますので、事前に十分な交通対策を講じておくということが不可欠であると考えております。そこで警察といたしましては、主催者や関係機関に対しした適切な輸送計画の策定と実施、また道路、駐車施設の整備等につきまして要望、働きかけを行つていくところでございます。また、警察自体の対策といたしまして、茨城県警察を中心といたしまして関連道路に対し必要な交通規制の実施、交通安全施設等の整備を行いますとともに、交通管理センターの活用によりまして交通情報の収集、伝達等の広域交通管制の措置をとることといたしております。

なお、今後の交通状況の予測を詰めてまいりまして、これらの対策によりまして開催時における交通の安全と円滑を十分に確保いたしますとともに、沿道の生活環境へ及ぼす影響を最小限度に食い止めますよう今後鋭意努力してまいり所存でございます。

○宮崎正義 伊原参考人にお伺いしますけれども、科学万博が無事成功裏に終了した後の対策ですね、その構想は学園都市をバックアップするようならばいい構想をお考えになつておられるんじゃないかと思つていますが、この辺のことをお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(伊原義徳君) 筑波研究学園都市におきまして博覧会を開かせていただきます大きな意義づけの一つとして、先生御指摘のように博覧会が終わつた後の都市としての発展というものが重要であるということでございますが、その点につきましてまずひとつ申し上げますことは、会場用地は茨城県が工業団地として造成されます事業、それを一時お借りすると、こういうことになつておりますので、将来工業団地として筑波の都市の中において一つの生産拠点という位置づけが行われるかと思つております。研究学園

都市として全体的に調和のある発展ということの研究教育のみならず、たとえば工業といったものの導入というふうなものも人口の定着の促進、雇用の場の拡大あるいは町村財政基盤の充実という面で必要であるかと、こう思つておられます。この点につきましては茨城県が長期的にこの研究学園都市の熟成と地域の均衡ある発展を目指していろいろ御計画中であると聞いております。協会といたしましては、国土庁の御指導をいただきながら茨城県当局と十分御協議をいたしまして、私どもの博覧会の事業が筑波研究学園都市の将来の発展のために少しでもプラスになるようにいろいろ考えさせていただきたいと、こう考えております。

○宮崎正義 大臣、この科学万博が成功裏に終わつて諸外国からの交流がいよいよ深められてくるということはこれは当然でございます。わが国の技術水準はもとより諸外国の技術水準というものも、また発展途上国の技術開発、育成、援助、そういうものも大きな役割を担つていふことになると思つていますが、この万博につきまして大臣の所見のほど、決意のほど、お考えのほどをお聞かせ願ひたいと思つております。

○国務大臣(櫻内義雄君) よく日本は資源のない国と言われるのでありますが、そういう国の将来性を考えるときに何が一番いいかと、それはこういう科学万博のようなものをやりまして、そして将来に向かつて日本国民が一層頭脳開発をやつていくと、この頭脳開発こそが日本の資源の源泉というふうな意識込みでこれをやつていつたらどうかと、またそういうことをやり得る素地を十分持つておる。今度のミッテラン大統領が見えてもひとつ前向きなことを考えましよう。何を言つてもおられるかという、日本とフランスと相連携して技術面で協力していこうじゃないかというふうなことも最近言われたのであります。そういう見地からいいますと、日本のようなこういう国土の貧弱な状況の中で何が適切かということになつてまいりますと、こういう科学技術博覧会をいた

しまして日本が各国とこういう面で協力していく、また、いま官崎委員のお示しのように、発展途上国のおかれておる面につきましても、こういう面で大いに今度はお役に立つていくというふうなことから、いろんな角度から言つて日本にとりましてこの国際科学技術博覧会が成功して、またそのことによつて世界が日本に新たな認識を持ち、また日本はこの科学技術面で国際的に一つの責任を負つていくと、こういうふうなことで大変有意義なことであると思つておられます。国会の皆さんの御協力のもと、また私どもの努力によりましてりつばな成果を上げたいと、こういう考えを持っております。

○宮崎正義 伊原参考人、お忙しいところ大変ありがとうございます。万博の質問はこれで終わらしていただきます。その関係の方々がとうございりました。

次は、七一年の国際小麦協定の件でございますが、午前中も同僚委員からお話がありました問題につきましては省略をいたしまして、私は開発途上国向けへの食糧援助について、河本経済企画庁長官が企画庁の事務局に具体案を指示されたと言われている発展途上国に対する新しい食糧援助制度の創設の考えを、五月中旬行われると言われておりますOECDの閣僚理事会で提唱をされるんだというふうなことを伺つておられるわけでありまして、外務大臣、この件御承知でございますか。

○説明員(藤田公郎君) ただいま委員御指摘の河本大臣の御見解は先般新聞紙上に大きく報道されましたが、それ以前にも雑誌等にいろいろ御発言になつておられました。世界の栄養不足の人口が開発途上国におきまして約四億九千万人を数えるための食糧援助としては穀物で換算いたしました約二千五百万トン程度、金額にいたしまして六十億ドル程度が必要である。そのために日本が他の先進諸国等々に呼びかけまして基金をつくらせて、それによつてアメリカ、カナダ等々食糧増産

の余力のある国から食糧を購入して供与すると、こういう趣旨の構想であると承知いたしております。先生も御承知のように現在わが国が行つております、ただいま御審議を願つております食糧援助規約におきましても日本の余剰米、それからタイ、ビルマ等の第三国米と並びましてアメリカ産の小麦も年によつて違いますが、三万トンから三万五千トン程度、金額にいたしまして六百方ドルから八百方ドル程度のものを開発途上国に購入する資金を供与している状況にございます。

まず食糧援助規約上の援助を利用してアメリカ産小麦の購入をふやす問題というのが一つあり得るかと思つておられます。御承知のように、まず日本につきましては余剰日本米の活用という問題が一つございまして、それからタイ、ビルマ等が開発途上国から自分たちの生産している米を食糧援助に使つてもらいたいという非常に強い要望があります。食糧援助規約にもただいま御審議願つておりますように、加盟国の産品を優先するという原則と並んで開発途上国の産品を優先するようにという規定もございまして、これを非常に拡大するということにはいろいろ問題があるかと思つておられます。いずれにいたしまして、本年御承認を得ました予算におきまして、本食糧援助規約に用います予算が総額で二百六億程度でございます。うち五十五億が運賃、保険料ということになりますので、本体分としては百一十億程度でございます。これが日本の義務量三十万トンに対応するわけでございますが、ということですので、金額のけたといたしまして、いろいろ問題があるかと思つておられることが言えるかと思つております。

それから第二に、それでは日本が開発途上国に資金を貸し付けてそれによつて米国産の小麦を買つてもらつておられるわけですが、これにつきましては現在の経済協力の制度から申しますと円借款というところになるかと思つておられます。円借款の場合には御承知のように調達先というものがアンタイドされ

人に充てるというものはかなり困難があるかと思われまゝ。現行の制度というものを活用いたしまし場合には、このように種々のかなりの問題点がございまして、現在、経済企画庁、大蔵省も含めまして事務的に本件の検討を財源問題も含めて行つてゐるという事はございせん。したがって、OECD閣僚理事會が五月中旬に開かれますが、その際に本件を取り上げるといふことも別段決定いたしてはおりせん。

○宮崎正義君 時間がございせんので、いまの提案の背景には、お話もありましたように飢餓人口約四億九千万とおっしゃられた、現行制度は二千五百万トン、約六十億ドルの不足をする計算から出されたものと思ふやうな事もありまゝすが、国連の児童救済基金、ユニセフの報告書によりまゝと、一九八一年は一億人の児童が空腹のまま寝床に入り、一千万人の心身障害を受け、二億人が学校にも行けずに放置されている。一日当たり四万人の児童がひつそりと死亡し続けた年であつたと報告されております。その後の状態はどうかという、現況は悪化するおそれが非常に強いと報告書が訴えております。これはこれからの人類の発展の夢と希望を開くことのできる児童たちであります。いまこうしているときにも、多くの飢餓に泣くといふ人命が失われているといふことを取り上げてみる点からも私は納得できると思ひますし、さらにまたアフリカ大陸の飢饉難民は、五百万人以上の人がやせ細つた体を引きずるやうにしてさまよつてゐるとも言われております。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまお話の出した飢饉の問題は、これは大変深刻な問題だと思ひます。昨年の南北サミットにおいても、鈴木総理が

取り上げられまして、目下の緊急の課題であるところ申したのでありますが、このためわが国は、食糧援助規約に基づく国際機関を通ずる食糧援助を実施しておつて、先ほどからお話が出ておる次第でございまして、より抜本的には開発途上国における食糧増産、農村・農業開発が重要であるところ、このように思ふのでありまして、この分野における援助の拡充に努めていきたいと、かように考へる次第でございまして。

○宮崎正義君 時間が参りましたので、たつた一つだけ、日東通商航海条約の中で、今後の問題として一言触れておきたいと思ひますが、法務省に東独向けの渡航目的及び日本人の出国者、五十二年から五十六年のを調べてもらひまして、その資料を見ますと、学術研究調査というものが非常に少ない。それから、留学技術習得の人が非常に少ないという点、また技術交流についてどんなふうについて人的交流というものが、文化交流という点につきましても伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中義典君) 御指摘のやうに、学術研究留学生、技術者等の交流の面においては、現在のところ、実績で見ると必ずしも交流が大きいといふふうには言えない状況にございまして、けれども、本条約の締結によつて、わが国と東独との間の経済交流も一段と促進されることが期待されておられますし、それに伴つて経済、産業も含む全体としての人的交流、人的往来というものが徐々に拡大していくことが予想されるのであります。さらに、もう少し広く文化面を含めての両国の相互理解増進のための人的交流というものが、今後そういう一般的なわが国と東独との関係の緊密化ということに依つて、さらに拡大をしていくことが望ましいといふやうに考へております。

で、そういう方向で政府としても可能なことはやつていきたいといふやうに考へております。

○宮崎正義君 大臣にいまの答弁に対する東独との通商の問題について考へを伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 今回のこの通商及び航海に関する条約は、戦後二十六カ国と締結しておるわけにございまして、ドイツ民主共和国との間でこの種の条約を結びまして、両国の友好関係が深められていくことについて大変意義を感じざる次第でございまして、この条約によりまして両国のそういう面の促進が図られるといふことを大いに期待をしておる次第でございまして。

○立木洋君 国際小麦協定に關連してちよつとお尋ねしたいんですが、小麦貿易規約ですね。いままでこれは繰り返し問題にされてきた、つまり価格の問題や供給の安定、こういうふうな問題について事実上商品協定としての内容がない、そういう点は非常に欠陥ではないかといふことが繰り返して問題にされてきたと思ふんですが、この点について政府がいままでこの種の協議の中で、こういう商品協定としての体裁を整え、充実した内容にするやうにどういふ点で努力をされたのかといふことが一つ、それから今回、先ほど午前中問題になりました備蓄や、それから開発途上国に対する特別措置の点で一致しなかつたといふことから、パロットの新協定代替案なるものが出された。これに対して日本政府はどういう態度をとつたのか、まずこの点をお伺ひしてございまして。

○政府委員(妹尾正毅君) 答へ申し上げます。いま御質問の価格帯の問題でございまして、小麦貿易規約の方につきましても、日本が特定の提案を行つたといふやうなことはございせん。ただ、一般にこういう商品協定交渉におきまして、日本は世界の主要貿易国の立場で価格帯の問題を含む提案、それから各国間の立場の取りまとめといったことにつきまして積極的な努力を適當と認

める場合は、たとえばコム協定なんかさうでございまして、やつてきております。

それから、パロットの代替案についてでございますが、基本的には日本としてはこれに賛成といふことで対処してきたわけにございまして。

○立木洋君 午前中の御答弁の中では、パロットの提案に対してアメリカは反対をしたと、これについてはどうもアメリカの小麦の農作といふことも關連してといふやうな説明で、私としてはどうも納得しかねるんだけれども、たとえば開発途上国に対する援助のあり方の問題で、アメリカとしては、現在の場合には国際的な機関に対して援助をするよりも二国間での援助の方に重点を置くといふやうな態度がありますし、それから共通基金に対する問題でもアメリカ自身のとつては従来からの考へ方があるし、こういう消極的な姿勢がこのパロットの提案に対しても反対をしたといふことが根底にあるのではないか。この点についてはどうですか。

○政府委員(妹尾正毅君) 農作の点でございまして、午前中にお答へいたしましたとおり、私どもとしてはその問題も關係があるといふやうに考へております。ただ、いまお話しの共通基金との關係につきましても、アメリカはむしろ基本的には個別の商品協定を支持、強化育成していくといふのが基本的立場でありますので、共通基金との關係でパロットの代替案に消極的であつたといふことでは恐らくなかつたやうに思ひます。

○立木洋君 この問題で大臣にひとつお尋ねしておきたいのは、アメリカが食糧を戦略物資として使つてゐる。この点についてはいろいろ異論のあるところかもしれませんが、實際問題として特定の政治的ないふために食糧の輸出をとめたり、あるいはそれを開始したりといふやうなことは、現実にはやつぱり戦略物資としてそれが使われておるといふことに客観的にはなるだらう。だから、こういう点についてはいままでも日本政府としては同調しないという態度をとつてこられたと思ふんですが、やはりこういうやうなアメリカが好

むそういう食糧援助にだけ日本政府が力を入れるというふうなことになる。それは結局は同調するということになり、また食糧輸出の問題に言いますと、お米の輸出についてはいろいろとアメリカの市場を妨げるからといってアメリカから圧力が加ったというふうな経緯もあるわけで、アメリカの食糧援助を戦略物資として扱うというふうな態度については、日本としてはやはり今後毅然とした態度をとって、独自の観点から食糧の援助が本当に人道的な立場から行われるというふうな点は買っていくべきではないかというふうに思いますが、大臣、この点についての御所見をお伺いしたいんです。

○政府委員(珠尾正毅君) お答えさせていただきます。まず、アメリカがどういう態度を表明しているかということですが、レーガン大統領は、アメリカの安全保障が脅され、たとえば対ソ全面禁輸を必要とするというふうなことになる。それに見合った措置を考えなければならぬというところを言っておりますが、あわせてこのような極端な状況にならないならば、農産物を外交政策の手段として用いる考えはないということも明らかになっています。それで……

○立木洋君 事実関係はいいです。つまり日本政府の考え方を私聞いています。どういうふうに対応されるか。

○政府委員(珠尾正毅君) ただいま先生御指摘のございました食糧輸出と援助の関係でございますが、これは一方におきまして援助のあり方という問題があると同時に、片っ方で通常貿易に与える影響とあることがございますので、その両方の要請から現在のような仕組みがとられていくというふうに説明申し上げます。それで……

○立木洋君 私が聞いておられるのはそういうことじやなくて、政府のお考えを聞いておられるんだから、大臣からどういうお考えかということだけ聞けば私は結構なんです。

○國務大臣(櫻内義雄君) 日本は、食糧の不足しておる、あるいは非常な困難に直面しておる国に對して食糧をどうするかというときには、これはもう全く人道的に考えてやるということ、たとえばポーランド問題についていろいろ措置をとるにいたしても、人道的見地から食糧はこれは出さうというふうな考えに立つておるわけでありますから、こういう食糧を特に日本として何か戦略物資的に扱うと、そういうふうな考えはございません。

○立木洋君 それから科技博の問題でこれも一言だけ。先ほど同僚議員が大分詳しく聞いたので、その点は全部省きますが、一点だけお尋ねしたいんですが、朝鮮民主主義人民共和国には招待がなされていないということなんですか。これはどういう理由かということだけ最初にお尋ねしたいと思います。

○説明員(佐藤嘉恭君) 今度の特別博覧会でございますが、これは御承知のように国際博覧会条約に基づいて特別博覧会ということで開催されるわけでございます。したがって、その条約の第十条に招請につきましては、その条約の第十条に招請するかどうかというのを定めておるわけでございます。そこにおきまして外交上の経路を通じて行うということをお尋ねしておりますが、いかなる国を招請するかというものは主催者側の判断をする事柄であらうというふうに理解をするわけでございます。したがって、日本政府といたしましては、外交のない国に對しては従来と同じく招請を行ってはいないこととお尋ねいたします。今度も同様な観点に立ちまして、外交関係のない北朝鮮に對しては招請状を發出してないというのが実情でございます。

○立木洋君 これも大臣に一点だけお尋ねしておきたいんですが、万国博の場合にも朝鮮民主主義人民共和国は招待していませんでしたし、それから沖繩の海洋博でも招待していません。今度の科技博も同様招待してないんですね。これは外交が

樹立してないということから今度の場合には国際博覧会条約の十一條に關するということだという説明ですが、私はやはり、これは政治的によく考えてみる必要があるんじゃないかと思うのは、とりわけ科学、技術あるいは文化、そういう面では外交があるなしにかかわらずやはりもつと門戸を開いて、そういう交流を国際的に意義あらしめるようにするという必要があるんじゃないだろうか。これは、いま韓国に對する六十億ドルの問題があるから、余り北に關して日本政府が好ましい態度をとれば、それがかえって悪影響を及ぼすんじゃないかというふうな考え方はないだろうかと思っております。その点大臣のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○國務大臣(櫻内義雄君) お尋ねの御趣旨は私も理解できます。これは文化、あるいは科学の交流はしてきておるといふことをよく申し上げておるわけでありまして、ただいま御説明がございましたように、国際博覧会条約十一條によつて招請国の政府のみが外交上の経路を通じて被招請国の政府に對して行うという、純粹に事務的に考えてみて、現在外交ルートのない北朝鮮につきまして招請を行わなかつた、行わないと、こういうことで、また他の博覧会の事例を見ましても、外交関係のない場合については招請を行ってないのが通常のお尋ねでございます。これは余り深く考えずに、そういう見地に立つておるといふことで御理解をお願いしたいと思います。

○立木洋君 科学、技術、文化、そういう面での交流については積極的な姿勢をとっていたらよく、次に重なる問題にお尋ねしたいと思っております。次に極東有事の問題についてお尋ねしたいと思

うんですが、極東有事問題に關してのガイドライ

ンに基づく日米間の協議が一月の二十一日から始

まったということ、これは非常に私はやっぱり

重大なことだと思ふに思ふます。それは今後の

日本のあり方の問題にかかわる、憲法にかかわ

る重要な問題であるという点だけではないとして、

将来の日本の運命を決める上でも重要な意味を持

つという点から、きょう若干の問題についてお尋

ねしたいと思ふんですが、この極東有事における

日米間の協力という点については憲法上の制約が

あるということだと思ふんですが、この憲法上の

制約というのは、どういう点に制約があるのか、その制約の内容について淺尾さん、ひとつお答え

いただきたいと思ふます。

○政府委員(淺尾新一郎君) まず立木委員もよく

御承知のとおり、このガイドラインに基づく研究

でございます。ガイドラインの中では憲法の問題

にはタッチしない、扱わないということござ

います。したがって、いま委員が御指摘の憲法上

の問題は何かとお尋ねでございますが、この

研究の中で、そういう憲法に触れるようなことは

出てこないというのが大前提になっているわけで

ございます。

もう少し申し上げれば、極東有事の研究という

のは、日本がアメリカと直接軍事的な協力関係に

立たないということでございます。いわゆる

國家が實力を行使する、そういうようなことは全

く想定してないということは申し上げておきま

す。

○立木洋君 つまり、いままで再々よく言われて

いました集団自衛権の行使に当たるとはやらな

いということが一つですね。いいですか、それ

は。

○政府委員(淺尾新一郎君) お尋ねのとおり、集

団的自衛権の行使に当たるとはやらないとい

うことでございます。

○立木洋君 いままで御答弁見ても、集

団自衛権の行使に当たるとはやらないとい

うことは憲法上考えられないという述べ方、あるいは具

体的には集団自衛権に及ぶようなことは憲法上で

でき

ない

こと

は

こと

は

こと

は

ない、こういう答弁の仕方があるんですが、集団自衛権に及ぶようなこと、あるいは集団自衛権に当たるような協力は具体的なものはどういうことでしょうか。まず淺尾さんの方からお聞きをいたします。

○政府委員(淺尾新一郎君) 従来から集団的自衛権の行使にかかわるものとかあるいはそれに關する協力とかいう言葉を使っておりますけれども、要するにここで言おうとしていることは、国家としての実力の行使というものはしないんだということに尽きるんじゃないかと思っております。

○立木洋君 つまり、武力の行使というその唯一の形態ですね、集団自衛権の行使というのは武力の行使だけの形態であつて、武力の行使以外の形態はあり得ないと。集団自衛権の行使という範疇には武力の行使以外の形態はあり得ない。ただ武力の行使だけだということをお考えですか。

○政府委員(淺尾新一郎君) 私も法律の専門家でございませぬけれども、私の理解しているところによれば、集団的自衛権の行使というものは国家による実力の行使ということの意味するところによつて理解しております。

○政府委員(栗山尚一君) 御質問の御趣旨が、国際法上の集団的自衛権というものがもつたら武力の行使を念頭に置いたものかという御質問であれば、一般的にそのようなもの、概念上そのように考えられておることよろしかろうと思つております。ただ、全く武力の行使だけに限定された概念であるかということになりますと、これは国際法上いろいろの説等がございまして、武力の行使以外のものが集団的自衛権として理解あるいは説明されないかと言へば、それは必ずしもそうではないと思つております。

○立木洋君 長官、お忙しいところ来ていただいてなんですが、集団自衛権の行使はこれほもちろん憲法上許されぬ、これはもうはつきりして居るんですね。ただそれだけにどまらないうで、他国の武力の行使に協力する場合でも、これは憲法違反ではないかという点については、どういふふう

に解釈しておられますか。

○政府委員(角田禮次郎君) 先ほど来外務省の政府委員が申し上げたことに尽きると思つておりますけれども、他国の武力の行使に協力する場合も、その協力の内容がわが国として武力の行使である場合、こういうことはできない、こういう意味でござい

○立木洋君 そうすると、他国の武力の行使について、武力行使以外の協力はどのような場合でも憲法違反にはならないという解釈になるんですか。ちよつとこれ重要な問題なので正確にお答え

○政府委員(角田禮次郎君) そこは今後、いわゆる極東有事の際におけるわが国の便宜供与についての研究作業というものが漸次具体化されるに伴つていろいろ具体的な事態が出てくると思つております。したがつて、いま決定的なことを申し上げる

○立木洋君 つまり他国の武力行使に対して協力する形態ですね、これはまあ今後どうなつていくかという問題があるから、いまからこういう場合はああだ、ああいう場合はこうだというようになると、それはなかなかかむずかしいでしょうが、これについては憲法に違反する、それがただ単なる武力の行使だけではない、他の形態でも憲法に違反する形態はやっぱりあり得るだろう、また憲法に違反しないという場合もあり得るだろう、憲法に違反する、という場合もあり得るだろう、武力行使以外の協力の形態によつては、というふう

に理解していいですね。いまはだからかむずかしいから答えられないというのはそういう意味です。○政府委員(角田禮次郎君) それは武力行使というもののそれ自体の範疇をどうとらえるかによつても違ふと思つております。したがつて、一つの例として申し上げれば、米軍の武力行使に対してわが国は基地を提供するという関係があるわけでございます。そういう基地の提供という関係はそれ自体としては武力行使ではないと思つて、現にガイドラインでもそういうものを前提として説明がなされてるわけでございます。したがつて、そういうふう

に明らかになります。○立木洋君 具体的に進んでいっちゃんとなし崩しにやられる危険性があるので、やっぱりはつきりしておく必要があるだろうというのが私の考えなんです。

○立木洋君 大分以前の話をすけれども、岸総理の時代に、御承知のように林法制局長官が述べられております。ここでは岸総理は、自衛隊の米軍に対する協力について補給という日本に關係のない、つまり米軍の行動に対して何か協力するということは起り得ないし、またそういうことは憲法上許されておらないということに述べられました。これに対して林さんの方がさらにそれを敷衍して、極東の平和と安全のために出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすること、これは憲法上違法になるだろうというふうなことが述べられてありますが、この出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすること、すでに当時でも明らかにされた憲法上違反の概念に当たつては、この内容についていま長官はどうか、この一体をなしてという

○政府委員(角田禮次郎君) 一体をなすような行動をして補給業務をやるというふうな書いてありますが、これはその補給という概念の方から見るのじゃなくて、それ自体が武力行使の内容をなすような直接それにくつついてると、そういうようなものはむしろ武力行使としてとらえられる、そして憲法に反する、というような意味で林元長官が言われたのだと、そういう意味では私が先ほど来申し上げていることと基本的には違ひはないように思つております。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○政府委員(角田禮次郎君) もとへさかのぼつて申し上げますが、私も集団的自衛権の行使はできない、集団的自衛権の行使はその概念としては当然に武力の行使である、こういうことを申し上げて居るわけでありまして、それは憲法九条というものの解釈として申し上げて居るわけでございます。憲法九条では私どもの解釈からいへば自衛のための武力行使は許される、自衛のため必要最小限度の武力行使は許されるけれども、他

こらあたり少し御説明いたしたいと思つて

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

○立木洋君 どうも私はちよつと違ふんではないかと思つて居る。これはたとへば日本の自衛隊の場合には、これは政府が再々答弁されておられるように、あれでしょう、日本に武力攻撃がかけられた場合、いわゆる自分の国を守るためのものであつて、他国の紛争に武力的に介入する、というふうな任務などは自衛隊は持つていない、これは言うまでもないことなんです。ところが、仮に極東で武力紛争が起つた、そこに米軍が出動したと。そうした場合に、そういう外国の武力行為に關しては本来かかわりを持たないというのが自衛隊の性格だ。これは政府自身が認めて居る。私たちは自衛隊そのものを肯定していませんけれども、政府の答弁でもそういうふうな述べられて居る。ところが、その外国に米軍が出動した武力行使に自衛隊が補給だとか輸送だとかなどに直接的に協力する、これが憲法上許されるのかどうか、これはどうですか。

国を助けるというような意味の武力行使は許されない、したがって集团的自衛権の行使は許されない、こういうふうになるわけです。したがって、一般的に他国の武力行使に対して一切協力をしてはならないというふうには考えていないわけ、現に安保条約なり極東有事の際の研究というものもいままでも申し上げたようなことを前提としてい

るわけでございますから、そういう意味では一切自衛隊が武力行使以外の面で協力をしてはいけな

いというふうには憲法解釈としては私もはそういう結論は出てこないわけです。ただ、自衛隊法その他の関係によりまして、現在の自衛隊とい

ものはそういうことは法律上任務としては許されてない、したがってそれはできないと、こういうことでございます。

○立木洋君 そうすると、たとえばP3Cによる戦術情報を米軍に提供するという行為はこれは憲法上どうなるんですか。

○政府委員(角田禮次郎君) それも先ほど申し上げた九条の解釈に照らして判断されるべきものだと思いますが、私はそれは武力行使でないならばそれは憲法九条のもとでは禁止されていないというふうに考えます。

○立木洋君 私はこれはだんだんだんだん拡大解釈されていき、きわめて危険じゃないかと思うんですがね。いままでも、たとえば先ほど長官は基地の提供の問題を言われました。長官、こういう場合はそれでどういうふうになりますか。日本は日米安保条約がありますね。日米安保条約によ

と、これはたまたま条約上結んでおいて、そしてそれが使われたというのと、そういう事態が起こって新たにその武力行使のために提供したということとは性格が違うだろうと思えます。これは性格が同じなんです。性格が違うとしたら、それはどういうふうに考えたいんですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 結論から申し上げれば同じだと思います。と申しますのは、一たん有事が起こった際に、その際に改めて自衛隊の基地を共同使用させるということも含めて現在の安保条約では基地を提供しているのだと思えます。ですから、有事でないときの基地の提供も、それからいまま委員が御指摘になったような有事になつてからの基地の提供も、本来安保条約の基地の提供ということの中に含まれているわけでございますから、そういう意味では同じだと思います。

○立木洋君 これは憲法上の解釈になりますけれども、たとえば先ほど言われました武力の行使の問題に関する九条ですが、ここでいえば「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」云々というふうになつていっているわけですが、この場合には私は、たとえば極東で有事が起こった場合に、これは米軍が武力で解決するために行動を起こした、これに対して日本がその武力紛争にかかわる明確な意図を持ってこれに協力すること、これは、これははっきりとやっぱり武力紛争によつて問題を解決するという手段に出たことに私はなると思ひます。日本の政府が明確にそれに介入する意図を持って援助を提供した場合には、輸送にしろあるいは補給にしろ。これまで協力が憲法上違

反にならないという事になつたら、これは憲法の大変な改憲解釈であつて、私は重大な問題になるんじゃないかと思ひます。日本政府がその武力に介入する明確な意図を持って協力する、どうですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 先ほど来申し上げていることをまた繰り返すようでございますけれども、憲法九条の解釈としてわが国は自衛のため

必要最小限度の武力行使ができるということがま

ず出発点になつていっているわけです。他国に対する協力もそういうものを越えた武力行使はできないと、こういうことに当然なるわけでありませ

し。たがいま、いま委員が言われたように、他国同士の紛争に何らかの意味で、何らかの方法で関与するということが一切憲法九条のもとで禁止されてい

るというふうには私は私どもは考えてないわけ

です。ただし、そういう外国同士の紛争について協力といひますか、何らかの意味で関与をするとい

うことについては別の立場からの議論というものは当然あると思ひますが、憲法がぎりぎりの憲法解釈としてそこまで禁止しているというふうには

考えていないわけでございます。

○立木洋君 そうすると以前に、これは高辻法制局長官がこれも四十五年に述べたこととすけれども、たとえば義勇兵が民間人としていゆる外国の武力紛争に行く場合ですね、民間人が出かける場合にはこれは憲法上の問題ではない、ところが募集業務に関するなど政府の意図が加われば憲法違反だという立場を主張してこられていたじゃないですか。政府の明確な意図として加わつた場合にはこれは憲法上違反だと。明確な武力行使という形じゃなくてもです。出て行くのは、義勇兵として民間人が出て行く場合でも、これは明確に政府が募集業務をやつて加わるという意図を提起した場合には憲法違反だと言つてきたじゃないですか。それを愛するんですか。

○政府委員(角田禮次郎君) それはあたかも政府が主体となつて、そして武力行使をやるといふのと人的には同一視される、そういう趣旨で義勇兵の、単純な義勇兵じゃなくて政府の意図が入つていると、そういうことを言つたのだらうと思ひます。

○立木洋君 そうすると、繰り返しますけれども、私は自衛隊といふのは、これは政府のあれで

という事は、これは問題ははっきりしているだらうと思ひますね。いわゆる朝鮮半島で有事が起こつたら、自衛隊がそこに出かけていくといふようなことはこれはできないといふことは明確だと思ひますね。ところが、私が先ほど来言つて

いるのは、そういう性格を持つた自衛隊、これはあくまで憲法九条で外国に対して武力行使によつて問題を解決してはならないといふその性格です

よ。これは私が先ほど来言つていられるように、たとえば米軍が極東で有事が起こつて出動した、それに対して補給が必要だと、あるいは輸送が必要だと、いろいろの事態が起こり得るだらうと思

ひます。そういう場合には自衛隊が、たとえば空中給油をやるとか、補給の仕方でもいろいろなことがあるだらうと思ひます。だから、武力行使という問題そのものの概念をきわめて狭く考

えて、補給だとかあるいは協力のあり方という問題でつまり一体となつて行動する。だからそもそも自衛隊はそういう行動をしてはならないんだ

と、武力行使で事態を解決することに直接介入するやうな、かわるやうなそういう協力をしてはならないんだといふのは、私は憲法上の考え方としてはつきりされなければならぬ点だと思ひます。何といひますか、前々から議論されて

いるように、たとえば米軍が日本の国内で物を買

う場合に、便宜を提供したとかいふやうな、そういうかわり合ひ方もそれはあるかもしれませ

んよ、便宜供与といふ言葉の中には、しかし補給だとか輸送だとかのかわり方にはいふんな形があるだらうと思ひますね。そういう直接一体となつて行動をなすやうな、それが直接相手に対して鉄砲を撃つといふ行為ではなくても、それはまさに憲法違反になるんじゃないですか。いまの時期に答弁できませんがといふのがだんだんとなつておるやうで私もあれですけれどもね。やっぱりそれははつきりしておいていただかないと、そういうことは当然考えられ得るといふことは、やっぱり明確にしておいていただかないと、何か鉄砲を撃つ以外の協力は全部憲法違反でないかにな

るとこれは大変な問題になるので、長官ちよつと慎重に御答弁いただきたい。

○政府委員(角田龍次郎君) まず、ちよつと議論が私の申し上げていることと立木委員のとらえ方が食い違っているようにございますが、私は自衛隊ということを言っているのじゃなくて、国としての協力という意味で申し上げておるわけでありまして、国としての協力というか関与の仕方として、かつて、御引用になりましたような林長官の答弁の範囲内のもは、これは憲法違反になりますと認めておるわけでございます。

したがって、何から何まで補給という名において許されるとは最初から申し上げておるつもりはないと思つて、ただし、それが具体的にどこまでということについてはいまの段階で、研究作業がいはじめたばかりでございますから、そういうことについては確定的なことを申し上げることは差し控えたい、こういうふうに申し上げておるつもりです。

○立木洋君 大分無理な質問をした面もあるかも知れませんが、私は、非常に重要な問題なのでお尋ねさせていただいたわけではあります。

淺尾さん、お聞きのような状況なので、私はやはり私たちの基本的な考え方というのは、極東有事にそもそも協力するということが自身は問題だ、ということでは私の考え方です。

それで、これは最後の質問にしますけれども、最初から一九七五年にガイドラインの問題で日米間の協議が問題になったとき、これは憲法上として問題だと、だから極東の平和と安全の問題に關しては一切かかわらないと、そういうことは協議の対象にしたいくないというものは日本の政府側は考えておつた。それが協議の過程でだんだん引きずられていつて、五条だけではなくて六条の協議まで入つてきた。六条の協議が入つてきたということ自身は、つまり極東の有事なんです。極東の有事に何らかの形でかかわれないというのがアメリカ側の要求で、これはかかわれないという姿勢を私は毅然としてやっぱり貫くべきだ、これは一線

として、という考え方があるので、今後の事態については直接の担当部局の責任者が淺尾さんだろうと思つて、そういう点ではやっぱり日本の憲法の立場等々よく踏まえた上でこれは考えていただきたい。具体的に問題がそういうふうに進むればきわめて危険な事態になるので、私はきわめて重大な憂慮をしておることをきょうの機会に率直に述べさせておきたい、私の質問はまた次に何らかの事態が起これば、この問題について改めてお尋ねすることにして、きょうはこれで終わらせていただきます。

○木島則夫君 きょうは条約と法案のみについて質問をさせていただきたいと思つて、初めに国際科学技術博覧会についてお尋ねをしたい。科学技術博覧会は技術立国を目指すわが国にとつて大変重要な行事でございます。しかし財政的にもまた行政改革を進めておる折からも大きな制約があることは高度成長華やかなりしころの催し物とは趣を異にすることは当然であろうと思つた。したがって、開催のための諸経費については、関係各省の既定経費の枠内で捻出をするという閣議了解、これは五十四年の十一月の二十七日になされ、その結果、規模が当初の予定の百五十ヘクタールから百ヘクタールに圧縮をされた、こういう経過をたどつておる。規模の点は別として、この閣議了解を述べておるような制約のもとで、博覧会の開催、運営というものがうまくいくのかどうか、この辺の見通しから伺いたい。

○説明員(佐藤嘉孝君) ただいま先生御指摘のございました閣議了解のもとにおいて、今回の科学技術博覧会が開催されるわけでございます。このような財政状況のもとにおきまして科学技術博覧会を開催するわけでございますから、御指摘のありました閣議了解におきましては、率直に申し上げまして非常に厳しい制約がつけられたという感じはいたしますけれども、与えられた経費の中であらゆる工夫をしながら、今回の科学技術博覧会の成功を図りたいというのが私も政府の立場であり、また外務省としまして、そういう環境で

はありますけれども最大限の努力をしまいたるというふうにご考慮をさせていただきます。

○木島則夫君 また、この代表設置臨時措置法案は、本年の十月からの施行でありますけれども、本年ならば本年の四月から設置したかったのを、財政上の制約を理由に予算が六カ月間削減されたのがその理由ではなかつたかと思つて、しかし外務省では待命中の井川大使が臨時に本省の事務に従事するということ、博覧会担当として活動をしていくということもよく伺つております。井川大使の俸給と、この法案で定めておる代表の俸給九十九万と、それほどの大差がないんじゃないかと思つた。それならば施行期日を本年の四月としてみても、予算上大差はなくて、六カ月おくらせたのは余り意味がないんじゃないかと思つた。政府代表の任務遂行に支障はないのかどうか、その財政上の制約と執行ということももちろん大事です。しかし、大局的に物を見るというところがやはり大事だと私は思つて、そういう意味で十月からの政府代表の任務遂行に支障はないのかどうか、この辺を確かしておきたい、いかがでしょうか。

○説明員(佐藤嘉孝君) 今回の博覧会の政府代表の任命につきましては、私ももとしましては科学技術博覧会の任務の重要性といふことが、内容を国際的に評価し得るような博覧会にしていかなければならないという重要な任務を政府代表として負うわけでございます。したがって、昨年四月の四月に国際博覧会事務局の承認を得た博覧会となるわけでございますけれども、私ももといたしましては、新しい機構という意味で政府代表の設置を希望いたしましたわけでございます。昨年四月に国際博覧会事務局の承認を得ているわけでございまして、政府代表の任命というものでございまして、早く実現しなくてはならない、また、した方が適切であつたかと思つておるわけでございますが、この十月一日の任命を待つまでもなく、私ももとしましては外務省の権限の中でこの博覧会事務局の準備に万

全を期してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

(理事嶋山威一郎君退席、理事大石武一君着席)

十月一日からの任命で間に合ふのかどうかという御指摘であつたかと理解いたしますが、私ももといたしましては十月一日がぎりぎりの線であるうかというふうにご考慮をさせていただきます。十月一日に発令になりますれば精神的に活躍をさせていただくというふうにご考慮をさせていただきます。もちろん十月一日に至る前も、当然外務省の担当の事務がございまして、その範囲の中において博覧会の準備に万全を期してまいりたい、かように考えておるつもりです。

○木島則夫君 博覧会の会場の跡地の利用の問題についてはあるいは外務省の所管から外れる問題もあるかと思つたけれども、博覧会のメイン会場の用地百ヘクタールについては、将来茨城県が工業団地を造成する予定だということが衆議院における政府答弁で明らかにされておる。国際科学技術博覧会協会がつくつたこの博覧会の「基本構想」の中では、「この博覧会を契機として、筑波研究学園都市は広く世界に開かれた人類共通の資産として育てられ、二十一世紀における世界の科学技術のセンターとしたい」とも述べておられます。みんなそれぞれ考え方が違う。この世界の技術センターとしてここを育てていきたいという構想も私、大変結構だと思つたけれども、フランスのパリに置かれる世界のコンピュータセンターですか、こういうものとも複雑な利害関係が将来出てくることだつてあり得ると思つておる。ですから、その辺はやはり世界的な規模、世界的な視野に立つて将来構想というものを決めていかなければいけぬ。したがって、これはあるいは外務省の範囲から外れるかもしれないけれども、将来構想に調整を要する点があるということでは、私は外務省の見解は伺えると思つて、どんなものですか。

(理事大石武一君退席、委員長着席)
○説明員(佐藤嘉孝君) 御指摘のように筑波学園都市を広く世界に知らしめるという意味で、今度

の科学技術博覧会というのも一つの大きな役割りを果たすものだと思います。先般、ミッテランフランス大統領もこの学園都市を訪れて、先端科学技術の問題についての日本からの紹介があったわけですが、他方、フランス側が考えておられますミニコンピュータのセンターの件でございます。確かにフランス側においても日本の積極的な参加を求めているという経緯がございます。ただ現在のところ、フランスが考えている実態が必ずしも明らかでない面もございますので、私どもとしては科学技術博覧会の後につくられる跡地の施設の利用の問題とフランスが考えているこのコンピュータセンターのかかわり合いというものについては、今後のフランス側の具体的な提案を待ちながら対応をいかなければならないのではないかと、またフランス側の具体的な内容がわかってまいりますれば、これは必ずしも外務省の所管でないかもしれませんが、科学技術庁なり関係の方面の御意見も伺いながら対応をいかなければならないかと思っております。

○木島則夫君 とにかく世界的な規模と世界的な関連において行われるわけでありまして、一つは国内の調整ですね、跡地の問題をどうするかという問題、それからやはり世界との関連づけにおいてやはり十分な意思疎通をもって将来性のあるもの、将来構想のあるものにしていただきたい、これは私の希望としてお願いを申し上げておきたい、こういうことです。

次に、日本と東独の通商航海条約について伺いたいだけども、この条約の締結には東ドイツ側が非常に積極的な姿勢を示したということであり、まずけれども、わが国にとつてこの条約締結のメリットはどこにあるのですか。

○政府委員(田中義賢君) この条約は一九七三年五月にわが国と東独との外交関係が設定されて以来初めての国会承認条約でございます。この条約はわが国と東独との経済貿易関係の発展のための基本的な枠組みを構成するとともに、両国間の人的交流の促進にも貢献する、そういう条約でございます。

ざいまして、したがって、これは日本と東独との間の関係の基礎を一層安定的なものにするという意味において、わが国にとつても非常に意義のある条約と考えております。

○木島則夫君 日本としましては、こういった内容の条約を締結することによって、東独をガット体制に引き込むことができるというメリットがあるんじゃないかと思うわけでありまして、日本はすでに同様の内容の条約をアルバニアを除くほかの東欧諸国とも締結している、これまでに東欧諸国とのこの種の条約を締結した効果ですね、具体的にどういったところにあらわれているかお示しをいただきたい。

○政府委員(田中義賢君) わが国は東独以外の東欧諸国との間では一九五九年チエコスロバキアと通商条約を結んでおりますし、一九七〇年にはブルガリア及びルーマニアと結んでおり、一九七六年にはハンガリー、一九八〇年にはポーランドとの間でそれぞれ通商航海条約を締結しております。これらの通商条約の締結の結果、その後これらは諸国とわが国との間の経済貿易関係、さらには人的交流も含めて両国間の全般的な関係が発展しているという効果が上がっていると考えております。

○木島則夫君 次に、東欧の経済の問題に多少触れたいのですが、東欧諸国の経済は近年多額の対外債務を抱えて非常に悪化しているというのが現状ですね、比較的順調な東ドイツでさえも対西側の債務残高が百億ドル以上、このように推定をされているわけですね。こういった東欧諸国の経済の悪化、また債務の累積、累増から、わが国の大手の商社が東欧貿易の見直しを初め、特にその経済状態の悪いポーランドの駐在員の削減などを行ったりまたルーマニアについても削減を検討するなどの、東欧貿易を縮小する動きも伝えられているわけですね。政府としてはこういった経済情勢下にある東欧との経済関係についてどんな見通しを持っているか、特に対ソ禁輸措置をとった以後こういった傾向は私は大きいと思いますが、政

府はどういう現状認識をしてこれからどういいう見通しを持っているのか、これからの東欧貿易の関係についてその辺をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(田中義賢君) わが国と東欧諸国との貿易関係につきましては、従来比較的順調に推移してきていたのですが、最近におきましては、先生御指摘のとおり対外債務の増大等によりまして東欧諸国との貿易関係に懸念を表明する向きもあられるように承知しております。そういうことで若干問題が出てきてはいるのですが、東欧各国とわが国との間には経済貿易関係上の諸問題についていろいろその問題を検討し、意見交換をしていくための機構としまして官民双方のレベルにおいて経済合同委員会等の組織がございます。そういう場を御使しまして、御指摘のような問題等についてもいろいろ話し合いを行って、問題があればそれをさらに考えていくというようなことで対処していく方針をとっております。政府としましては、今後ともこれら東欧諸国の経済状況についてはできるだけ情報を集め、十分の情勢分析を行って、時宜にかなったアドバイスを関係者に対して与えていくというふうにして考えております。

○木島則夫君 わが国と東欧諸国との貿易は、いづれもわが国の出超ですね。東ドイツにおいてもまさにそのとおりでございます。今回の通商航海条約の締結について東ドイツ側が積極的な態度を示してきたのは、わが国からの科学技術の導入を図りたいためと思われ、大型プラントの輸出等によつてこの出超傾向はますます続くものと、こういうふうにも思われるわけですね。多額の対外債務を抱える東独にとつて支払いなどで問題の生ずるおそれはないのか、また東独との貿易の不均衡を是正できるのか、これは言い過ぎかもしれませんが、この辺の見通しを聞かしていただきたい。

○政府委員(田中義賢君) わが国の出超という貿易不均衡の問題は、確かに御指摘のとおり東欧諸国との間に存在しておりますけれども、先ほど申し上げましたような官民レベルでの経済委員会等を通じて、これらの諸国との間で協議を行つて一つ一つの問題点について検討するという形でこの是正の方途を探しているという状況でございます。

東独との貿易関係を見ますと、双方のこのような努力もあつて、先方の対日輸出も年々順調な伸びを示しております、今後ともこのような傾向が続くように、貿易インバランスの改善のために双方で一層の努力をしていきたいと、そのように考えています。

○木島則夫君 小麦協定について少しく触れておきたいと思つたけれども、現行の七一年の小麦協定がいわゆる経済条項を欠いているために、ソ連の大量の買付け等の結果生じた小麦価格の激変に対応できなかったことはこれはもう周知の事実でございます。新しい協定の作成の交渉は備蓄の規模などをめぐって行き詰まっております。現行の七一年の協定が決定しておりますけれども、価格が安定するためのメカニズムを決定しております。新協定の作成はますます困難になるんじゃないかというふうにも思つております。政府はこういった点に關してどういいう見解を持ち、またどういいう態度で交渉に臨んでいるのか、まずこの点から伺いたい。

○政府委員(妹尾正毅君) お答えいたします。ただいまの木島委員の御見解、私どもも同じような見方をしているわけでございます。まさに一九七〇年代突然小麦の値段が上がつて、そこで経済条項を含む協定をつくらうと思つても、原案ができるのが一九七八年になつて初めてというふうなことでございますので、現在同じようなことが起こりましたら、突然急に経済条項を持った協定をつくらうと思つてもなかなかそう簡単にはいかないというのにはまさに委員御指摘のとおりでございます。そういう立場からすれば、まさにいまのように小麦の需給が安定し、かつ比較的緩和している状態のときに特に努力をするというのが

の

いいことだと思えますけれども、委員御承知のとおり、この問題はその七八年にできました経済条項を含む協定案についての検討というものがなかなかうまくいかず、事務局長の代答案も基本的に経済条項の問題をめぐって進展が行き詰まっています。ただ、いままでも、なかなかその辺が考えられるかといましても、なかなかその辺むずかしい問題と思えますけれども、私どももいたしましては、あくまでもそういう新協定の作成というものが現在のような状況であればあるほど必要であり重要であるという立場で、新協定の作成の努力というものを引き続き行っていきたいと思っております。これは七一年協定の延長というところでござりますけれども、新協定の作成にたいしての作業というものは引き続き行うことになっておりますので、その場を通じて努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○木島則夫君 二国間協定によって穀物の供給を確保する例としては、米ソの穀物協定を初め、米國とアルゼンチンあるいは米國と中国、米國とメキシコといった協定があるようですけれども、こういった協定によってソ連などが不作に際しては、それには買入が必要がなくなり供給が確保されれば、それは世界市場の安定につながるという見方もできましょけれど、他方でこういった二国間協定は市場の固定化と申しますかね、排他的な性格を持つものであつて、もしその生産国が不作となり生産国の在庫が逼迫するような場合には、そういった二国間協定を持たない国々は供給確保の点で不安を覚えることになるんじゃないでしょうか。したがつて、このような二国間協定というものは国際小売協定を通ずる国際協力体制からすれば必ずしも好ましい傾向とは言えないんじゃないかと思つて、政府の見解を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(妹尾正毅君) お答えいたします。私ども木島委員の御指摘のとおりであるが、基本的には考えているわけではございますが、と申しますのは、確かに二国間協定によってそれが非常に

市場を圧迫して市場の硬直性、排他性というものをもたらすようになれば、御指摘のとおり非常に望ましくない事態が起こるわけではございまして、そういうことは望ましくないと考えている点は御指摘のとおり私も同じように考えております。ただ、実際のいままで締結しております二国間協定を見ますと、必ずしも輸出入国、それぞれの輸出と輸入のサイド、つまり輸出入国にそれぞれ価格保障、輸入国にとつての供給保障というものが二国間協定で完全にカバーできるようなふうにはなつておりませんで、むしろ輸出国にとつても輸入国にとつてもこの二国間協定というものは部分的にしか必要な目的を達成しないというふうになつております。たとえばアメリカとソ連との場合をとりましても六百万トンまで大体供給いたしましよつと、八百万トンまで大体アメリカはソ連の要求に応じますと、しかしそれ以上は二国間で協議いたしましよつとということで、一定の限度内ににとどまつていられるわけではございまして、そういう意味では、現在のような状況ではまだ二国間協定の存在がそういうものを持つていない国に対する食糧の供給を非常に不安定にするというところまではまだいってないんじゃないか。またそういう国もそういう事情があるからといつて、たとえばアメリカやソ連がそういう多数国間協定の作成を妨害するといふ、反対するといふところまでは、その理由によつてそうなるというところまではいんじやないかというふうには考えているわけではございまして、ただ、基本的にはおっしゃるとおりでございまして、私もいたしまして、基本的には多数国間協定の作成を促進して全般的な世界の食糧供給の安定を図つていくというのが基本であるというふうには考えております。

○木島則夫君 そので、その新協定の成立の見通しが暗いとするならば、わが国としてはそれを待たないで将来の需給の逼迫に備えて百万トン等何がしかの備蓄を自発的にするつもりはありませんか、どうですか。

○政府委員(妹尾正毅君) お答え申し上げます。

確かにわが国としても食糧安全保障の立場から、適当規模の国内備蓄をするという必要があるというふうには私も考えているわけではございまして、現在、農林水産省の食糧制度のもとで輸入小麦九十一万トン、これは二・六カ月分相当でございまして、の在庫を事実上自発的に持つていられるわけではございまして、それからそのほか国内産小麦の在庫が二十万三千トンございまして、合わせて百万トンを超える在庫がございまして、今後どうかということもあろうかと思つて、いまのところはそういうことではございまして、将来は食糧全体の需給状況も考えながら農林水産省とも相談してどういふふうには考えていくか、適切に対処できるようにしていきたいというふうには考えております。

○木島則夫君 さて、現在世界で行われている開発途上国に対する食糧援助というものは、先進国間の食糧援助規約に基づく無償援助が大部分でございまして、このほか災害緊急援助等の形で行われるものもあるわけですね。しかしそれらの規模は四億九千万人の飢餓人口を救うには非常に大きな隔たりがある。さらにその二千五百万トン約六十億ドルが必要である、こういうふうには言われている。こうした事情を背景に、現在日米欧のほか産油国が合計四十億から五十億ドルの資金を出し合つて、アメリカとかカナダなどから穀物を買つて途上国に供与するといふ新しい食糧援助制度の創設を検討していると言われておりますけれども、こういった検討は政府部内で行われているのかというのが第一点。

また、政府はこういう構想によつてわが国に対する米國からの農産物の輸入拡大要求を緩和させることをもねらつていられるのかどうか、この点について二点伺いたい。

○説明員(藤田公郎君) お答え申し上げます。先ほど、ちよつと関連した御質問に対してお答え申し上げましたが、河本大臣がいろいろの場におきましていま委員が御指摘になりましたような構想を明らかにしておられることは御承知のとおりでございます。

りでございます。そのわが国の対応ぶりということにつきましては、また繰り返しになりますけれども、現行の経済協力の方針、財源、仕組み等々からいたしまして、現在アメリカ産の小麦を三万トンないし三万五千トン程度利用して開発途上国の食糧不足に対応している、この程度の規模のアメリカ産小麦の利用を一けたないし二けたぐらい拡大するということは現行の予算規模等々から見ますと、きわめて困難な点が多いということではございまして、

○木島則夫君 もう一点伺います。不安定な需給動向に対処するために国際的な備蓄機構が必要だといふ声は、この前の食糧会議、一九七四年の世界食糧会議で強く主張をされたわけですね。しかしその後需給の緩和、豊作などによつてこういった構想は後退をした、薄れた感じがございまして、需給の逼迫という基本的な基調というものは私は変わつてないように思つております。FAOあたりの観測によりますと、大変な数字を挙げている。細かいことは申し上げませんが、たとえば一つFAOの最近の予測では、現在の情勢が続く限り開発途上国の需要超過、つまり輸入必要量は一九七五年の四千七百万トンから一九九〇年には一億一千四百百万トン、また二〇〇〇年には一億七千万トンへと増加をすることになると、こういった供給不足の基調のもとに六年ないし八年のサイクルを描く世界的な豊凶変動の谷が訪れば、一九七三年から一九七四年の食糧危機を大きく上回るような事態も予想されると、こういうことではございまして。そこで、アメリカが対ソ禁輸をしたことを絶好のチャンスといふような言ひ方は慎まなければいけませんけれども、こういうときに思い切つて日本が積極的な姿勢を示すこと、たとえば日本の成分の担当として一千万トンぐらい、こういうことを積極的にやつてはどうかといふことを政策フォーラムあたりが緊急提言として積極的な提言をしていられることはもう皆さん御承知のとおりですね。

今度は大臣にお伺いしたいのでありますけれども、

ど、どうなんでしょうか。いたずらに世界穀物備蓄計画についての国際的な台意を待つことにならないうわけて、こういう情勢下で日本が積極的にこういつた主導権をとることはどうだろうか。そのことが日本の食糧保障、食糧安保の実を上げ、さらにこういつた機運を世界的に広げること、前回の食糧会議が提言をしたようなそういう状況に持つていかれるのではないかと、そういう意味のことをこの政策フォーラムが緊急提言として行っております。大臣、いかがでしょうか。大臣のこの問題に対する率直な御見解を伺いた

○国務大臣(櫻内義雄君) 基本的には、私はこの計画について賛成でございますが、日本でたとえ小麦を育てる場合あるいは米を育てる場合、一体これを国際的な枠組みの中で競争力を十分持つものであるかどうか。現在の日本の稲作が過剰であつて、価格問題は別として国際的な食糧援助政策の中に役立つことは認めるわけでありませんが、しかし価格の面から考えていくとこれはなかなか問題があるわけでございます。それでは、日本の農業を国際競争力のあるものに、こういう備蓄計画の中で持つていけるかどうかということについては、相当の努力、工夫が要るのではないかと、思います。しかし、一方におきまして、飢饉線上にある多数の人間を考へる場合、物としての需給の上では価格は高いたお役立つと、こういうところでありまして、こういう面も考へながら、基本的にはいま食糧会議などで取り上げられておる問題が、絶対量の上からはまた日本も考へる余地のあるところだと思つております。そういう面からよく考へていきたいと思つております。

○木島則夫君 最後にもう一点、これは非常に具体的な問題でございますので、事前に御通告を申し上げておきます。実はブラジルのセラード地帯というところは、土壤改良とかあるいは陸内輸送の整備等によつては安定した穀物の生産地帯になり得るといふ見通

しが立っているところのようでございます。わが国としては、この地域の農業開発に対して資金あるいは技術等の援助を強力に推進すべきではないかといふふうな思つておられますけれども、外務省のお考えを聞かしていただきたいと思つて

○説明員(藤田田郎君) ただいま委員御指摘のようには、ブラジルのセラード地域と申しますと総面積一億八千万ヘクタール、可耕地は、今後耕作可能な地域が五千万ヘクタールと言われておりますが、このセラードという荒地みたいなところでございまして、酸性土壌、これを改良してブラジルの経済開発にも資するともに、長期的にはわが国の食糧安全確保という見地からこの開発に協力しようといふことで、一九七四年田中総理ブラジル御訪問の際に共同声明にうたわれまして、その後両国の関係者間で種々詰めを行いました結果、一九七六年のガイゼルブラジル大統領の御訪日の際に、わが国として協力を進めていくという共同声明を御発出、その直前に閣議了解をもちまして、政府としてもいま私申し上げましたような見地から関係者の努力に援助をするということ

で、現在までのところ国際協力事業団の投資事業というところで、総額五十一億円程度が投資または融資の形で支出されております。これはまだ試験的の事業というところで、面積としては五・九、六万ヘクタールのものでございまして、これももうすぐ今月くらいから第二回目の収穫を得るということになっております。この試験的の事業の成果を今後見つつ、この協力を今後どういふふうに進めていくかということもあわせて考へていきたいと思つております。ちなみに、つくつておりますものは大豆、コーヒ、トウモロコシ等々を現在つくつております。

○木島則夫君 非常に可能性のあるところのようでありまして、その試験の結果を著実に踏まえてひとつ積極的な働きかけ、いわゆる開発をしていただきたい、援助をしていただきたい、こういうふうな考へるわけでありまして、

以上で結構でございます。○委員長(稲嶺一郎君) 以上で三案件に対する質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件 本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件の採決を行います。

○委員長(稲嶺一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案の採決を行います。

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、三案件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(稲嶺一郎君) 御異議ないと認め、さよふ決定いたします。

○委員長(稲嶺一郎君) 次に、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件、千九百七十六年の海事情権に関する責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件、以上三件を便宜一括して議題といたします。櫻内政府から順次趣旨説明を聴取いたします。櫻内

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま議題となりまして千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

近年、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の促進を図るため、船員の技能に関する国際基準を設定する必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関における検討を経て、昭和五十三年七月七日にこの条約が作成されました。本年二月十九日現在、この条約は、効力を生じておりません。

この条約は、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定すること等について定められたものであります。わが国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求めめる次第であります。次に、千九百七十六年の海事情権に関する責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。船舶所有者等の責任の制限に関する条約として、昭和三十三年に海上航行船舶の所有者の責任

の制限に関する国際条約が作成され、わが国も昭和五十一年にこれを批准しております。しかしながら、その後同条約の再検討の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関における検討を経て昭和五十一年にロンドンにおいてこの条約が作成されました。本年二月十九日現在、この条約は、まだ効力を生じておりません。

この条約は、責任限度額の引き上げ等により被害者の救済を図るとともに、一層合理的な責任制限の制度等について規定しております。

わが国がこの条約を締結することは、船舶事故により生ずる被害につき妥当な救済を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図る見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、千九百六十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として、昭和五十三年十月二十三日にジュネーブで作成されたものであります。

この条約は、植物の新品種の育成者の権利を保護することにより新品種の育成の振興を図り、もって農業の発展に資することを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等について規定しております。

わが国がこの条約を締結することは、育種の分野における国際交流を促進することによりわが国のみならず世界の農業の発展に資するとの見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(補遺) 郎君 以上で趣旨説明は終わり

ました。
三件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

四月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器の廃絶、全面的軍縮に関する請願(第二九四四号)

一、核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願(第二九八四号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三〇三六号)

一、世界連邦の速やかな実現に関する請願(第三〇七二号)

第二九四四号 昭和五十七年四月五日受理

核兵器の廃絶、全面的軍縮に関する請願
請願者 東京都小金井市貫井北町三ノ二ノ二八ノ四四 大野介敬 外二万五千九百五十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四七一号と同じである。

第二九八四号 昭和五十七年四月六日受理

核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願
請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野県議会内 増田正敬

紹介議員 小山 一平君

核兵器の廃絶と軍縮の推進は、世界の恒久的な平和を望む人類共通の願望である。しかしながら、従来にも増して核兵器を含めた軍備拡大競争が繰り広げられている現状は誠に憂慮にたえない。この際、我が国は、世界で唯一の被爆国として、また、平和憲法の本質から核兵器の廃絶と軍縮の推進に積極的な役割を果たすべきである。よって、本年六月国連本部で開かれる第二回国連軍縮特別

総会をはじめとして、あらゆる機会を通じ核兵器の廃絶と軍縮の実現を図るため、最善の努力を遂げるよう強く要請する。

第三〇三六号 昭和五十七年四月七日受理

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願

請願者 名古屋市中区庄内通五ノ一 渡辺美穂子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第三〇七二号 昭和五十七年四月八日受理

世界連邦の速やかな実現に関する請願
請願者 大阪市港区八幡屋二ノ一五ノ三 岡本珍樹 外十一名

紹介議員 中山 太郎君

地球上から戦争を根絶し、核兵器の廃絶と全面完全軍縮を達成し、貧困や飢餓を追放するために、次の事項について実現を図らねばならない。

一、本年六月に開催される第二回国連軍縮特別総会において、核兵器を廃絶し、全面完全軍縮を達成するための具体的な措置をとること。

二、人類の平和と安全を守り、福祉の向上を図るため、国際連合を強化発展させ究極的には世界連邦を建設することを国の基本方針とし、その早期達成を世界に呼びかけること。

三、前記二項目について国の内外に広く宣明するため、参議院において「世界連邦建設に関する決議」を速やかに議決すること。

理由

米ソ両超大国をはじめ世界各国は安全保障の名のもとに軍備競争に狂奔し、その勢いはとどまるところを知らない。核兵器が実際に使われる危険も今までに増大している。世界中に蓄積、配備された核兵器の破壊力は、広島型原爆の百三十万倍といわれている。更に中性子爆弾の生産開始や戦域核兵器の配備など世界の緊張は高まっている。また、多くの国が新たに核兵器を持つよう

ている。一九七八年に開催された第一回国連軍縮特別総会が全会一致で声明したように「兵器の蓄積、特に核兵器の蓄積は、今日、人類の将来にとって防護というよりは脅威となつてきている。人類は軍備競争を停止し、軍縮に進むか、それとも絶滅に直面するかの選択を迫られている」のである。軍備競争は、それ自身が危険なばかりではなく、巨大な資源を浪費して開発の努力を妨げ、飢餓や貧困、人間環境の悪化、エネルギーや資源の枯渇など人類が直面している重要問題の解決を著しく困難にしている。今や軍備によつて安全が保障されるという迷信を打破し、核兵器をはじめとする軍縮の完全撤廃へと進まなければならない。本年六月には、第二回国連軍縮特別総会が開催される。この特別総会が真の軍縮へ向かつて力強い一歩を踏み出すよう具体的な措置をとるべきである。戦争を根絶し、人類が直面している困難な諸問題を解決するためには、軍備にかつてすべて

の国の安全を保障し、世界的諸問題の解決にあたる世界連邦機構が必要である。国家を最高絶対のものとし、なによりも国家の利益を優先させるこれまでの考え方から抜け出し、地球市民として世界共同体の安全を保障し、福祉を増進させる世界連邦の建設に努力すべきである。憲法で、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求して戦争を放棄し、戦力不保持を誓っている日本は、この際、この崇高な理想を達成するために、世界連邦建設を国の基本方針として高く掲げ、世界各国に働きかけるべきである。また、このことを国の内外に、はつきり示すため、参議院において「世界連邦建設に関する決議」を速やかに議決すべきである。

四月二十日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十二日)
一、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

- 一、千九百七十一年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件
- 一、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件

昭和五十七年五月八日印刷

昭和五十七年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局